

特 29

340

明治二十九年十一月出版

兵卒教授書

全

姫路 近藤喜保藏版

051642-000-7

特 29-340

兵卒教授書

余語 征信/編

M 2 9

BFB-0430



特 29

340



兵卒教授書ヲ編纂シ
學

科教授者ノ資トス

明治廿九年十一月



余語征信

兵卒教授書 第一篇

第一章	總論	一頁
第二章	軍人精神及德義	四頁
第三章	武官ノ班次及階級	五十二頁
第四章	上位ニ對スル尊稱	五十五頁
第五章	步兵隊ノ編成	五十六頁
第六章	上官ノ官姓名	五十八頁
第七章	兵種區別	五十九頁
第八章	軍隊諸部識別	六十二頁
第九章	師團ノ番号及位地	六十三頁
第一篇		
第一章	陸軍敬禮式	六十四頁
第二章	起居ノ心得	七十四頁
第三章	物品ノ裝置	七十八頁

第十四章	服裝規則	八十頁
第十五章	服裝及武裝注意	八十一頁
第十六章	非常警報	八十四頁
第十七章	武器裝具ノ名稱	八十五頁
第十八章	銃ノ分解及結合	八十六頁
第十九章	銃ノ保存	九十三頁
第二十章	檢査	九十八頁
第二十一章	使役	九十九頁
第二十二章	外出ノ定則	百頁
第二十三章	休暇規則	百一頁
第二十四章	褒賞	百二頁
第二十五章	勳章ノ種類及起因	同
第二十六章	疾病	百四頁
第二十七章	陸軍刑法摘要	百六頁

第十八章	懲罰令摘要	百八頁
第十九章	衛兵勤務	百十頁
第三篇		
第一章	地物利用	百十三頁
第二章	方位學	百十六頁
第三章	地形ノ識別	百十七頁
第四章	前哨	百二十二頁
第五章	行軍	百三十四頁
第六章	行軍前及行軍中ノ注意	同
第七章	徵候記号暗号	百四十頁
第八章	宿營	百四十三頁
第九章	射擊學ノ摘要	百四十五頁
第十章	距離測量	百五十一頁
第十一章	定語	百五十五頁

第十二章 歩兵工作摘要
第十三章 傳令使ノ心得

百五十七頁
百五十九頁

附 録

第一款 野外要務令摘要
第二款 歩兵操典摘要
第三款 歩兵工作ノ摘要
第四款 雜 則
創傷手當法

百六十一頁
百六十九頁
百七十七頁
百七十九頁
百八十一頁

第一篇 第一章 總論

大日本帝國

大日本帝國トハ我々が生活シテ居ル處ノ獨立不羈ノ立派ナル土地ニテ日本人民カ一同ニ為テ協セテ組織シ大昔ヨリ忝モ皇統一系ノ下カ支配シ下サル處ノ此ノ神聖ナル御國ヲ申シマス 天皇陛下

日本人民

右ノ日本國ヲ組立ニ共ニユレテ保護ル所ノ倭魂ヲ持テタルモノハ皆日本人民ニアリ

役

我人民ハ一同ニ此日本國ヲ保護テ行カナイモノハナイシカシ其中テ直接ニ之ヲ保護モノハ吾々兵役者デアリマスソレ故ニ我國ノ人ハ皆兵役ニ服サナケレハナラヌ一ハ猶租稅ヲ出ス義務アルト同シテ決シテ法律ノ爲

メニ仕方ナシニ服スル者テハナイ國民タルモノ、義務トシテ服子ハナラ
ス當前ノ義務デアリマス

兵役ニハ常備役 後備役 國民兵役ノ三種アリ

常備役ノ内ニハ豫備役ト云フモノアリ

軍人

兵役者スナハチ吾々ノ様ナ刑罰等ノ耻辱ヲ受ケタルコト無ク國民タルモノ
、權利ヲ有テ居リシカモ國家ヲ護ルニ堪ル強壯ノ体格ナルモノヲ軍人ト
云フ誠ニ名譽ナル義務ニ服スル者デアリマス

軍隊

我日本軍人ノ結團ニシテ外ヨリ來ル敵ヲハ打ちハラヒ國家ヲ保護シ
皇威ヲ發揚シ内國ノ秩序ト安寧ヲ維持スルニ足ル爲ノ萬人カ一人ノ心ト
同シト云フ様ナ一致シタル強キ結團ヲ云フ

軍旗

聯隊旗ヲコニテ只一片ノ絹布ト一等ノ棒ト思フヘカラス我等聯隊ノ名譽
ト我日本ノ威光ト表ハズ大切ナル標章ナリ故ニ吾々ハ軍旗ニ向テハ最
モ丁寧ナル敬禮ヲ盡シ如何ナル場所テモ如何ナル危難ノ場合テモ之ヲ認
ムレハ安心立命ノ目標トナシ其身ヲ處置セテハナラス

問 軍旗ヲ守護スルノ決心如何

答 軍旗ハ聯隊ノ精神ト同シモノナレハ若シ之ヲ敵ニ取レタルトキ

ハ聯隊カ死シタト同シコテアリヤス故ニ其耻辱ハ千年經テモ決
シテ消エマセン又如何ナル手功ヲ立テ、モ之ヲ償フコト出テモ決
モノテアリマスソレユヘ吾々ハ如何ナ艱難ニ遇フモ身捨カ粉ト
ナルモ一心ニ之ヲ護ラテハナラス

我軍旗ノ履歴

我軍旗ハ明治七年十二月十八日東京宮中ニ於テ

天皇陛下陸軍卿山縣有朋ニ親授シ玉ヒ 勅語ヲ賜フ後同月三十

日大坂ニ於テ聯隊整列ノ上其時ノ鎮臺司令官陸軍中將三好重臣軍

旗ヲ其時ノ聯隊長陸軍中佐茨木准昭ニ授ケ 勅語ヲ傳フ

勅語 歩兵第十聯隊編制成ルヲ告ク依テ其隊旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力

同心シテ益威武ヲ宣揚シ以テ我帝國ヲ保護セヨ

司令官奉答

天皇陛下臣等ニ命シ第十聯隊ノ軍人ニ授クルニ軍旗ヲ以テセシム重臣軍

人ト共ニ誓テ死力ヲ竭シ報効スル所ヲ圖ラントス

聯隊長奉答

敬テ明勅ヲ奉ス臣等死力ヲ盡シテ國家ヲ保護セン

第二章 軍人精神

我軍人ノ精神ハ特有ナル倭魂即チ忠君愛國ノ志操ニシテ勅諭ノ五ヶ條テアリマス

勅諭トハ天皇陛下ヨリ我々軍人ニ諭シ玉ハリタル難有思召テアリマス故ニ軍人タルモノハ必ス之ヲ諳ニ覺ヘ置カ子ハナラヌモノテアリマス

問 勅諭五ヶ條トハ如何

答 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ軍人ハ禮儀ヲ正スヘシ軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ軍人ハ信儀ヲ重スヘシ軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ此ノ五ツ、デアリマス

問 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ御上ニ忠儀ヲスルヲオモナル、ツトメト、セ子ハナラナイト云フコトス

忠儀ト申ス一ハ子ガ親ニ孝行スルト同シ譯テ
天皇陛下ノ御恩ヲ報シマスル爲ノ義理テアリマス

問 軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ敬禮ト行儀ヲ正シクセ子ハナラナイト云フテ
アリマス

禮ト申スハ上ノ者ヲ尊敬一テ儀ト申スハ敬ノ志ヲ外ニアラハス行儀
テアリマス

問 軍人ハ武勇ヲ尙フヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ勇氣カ大切テアルト云フテアリマス

勇氣ト申スハ大勢ノ敵兵テモ懼レマセス又僅カナ敵兵ヲモアナドリ
マセント云フ猛ク勇シイ氣象テアリマス
若盛ノ氣象テ人ト争鬪ヲシタリ乱暴ナリテスルハ軍人ノイヤシムヘ

問 軍人ハ信儀ヲ重シスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハ信ト義理カ大事テアルト云フテアリマス
信トハ自分カ言フタ一ハ間違ヘヌ様ニヤツテ行ク一義理トハ自分カ
務ヲ勤テ行ク一テアリマス

問 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシトハ如何

答 軍人ト申スモノハツマシイジミナコトヲ第一トセ子ハナラナイト云
フ一テアリマス

驕ツタリ華美ナリテスルハ質素テハアリマセヌ

問 五ヶ條ノ御訓ヲ守テ行クニハ何カ大切ナリヤ

答 誠心ト申スノカ大切テアリマス
誠ト申スハイヤケナイ眞直ナ正シイ心テアリマス

勅諭

天皇陛下が軍人どもにおさとし
なさるゝみことなり

我國の軍隊は

わが日本國
の、軍隊の

世々天皇の

代々天皇
陛下の

統率一給

ふ所にぞある

すべ、ひさい、なさる
ところである

昔神武天皇躬づから

か

一、神武天皇さま

大伴物部の兵どもを率ひ

大伴や、物部とい
ふは、むかしの兵

を、つかさどるやくば、うのやくば
の、兵どもを、をつれなされて

中國のまつるはぬ者どもを

わか今の、五畿内あたりの、
たがはぬ、わるものどもを

討ち平げ給ひ

うち平げ
られて
高御

座に即かせられて

天皇の御くらしいに、
をつきなされ

天下一ろしめ一給ひ

一より 天下を てんか をんをさ に 二千五百有餘年 せんごひゃくいうねん と經ぬ あまりの、

トだいを この 此間 この 二千五百 の 世の さま 様の せけん の ようす 移り換 うつりか へる

に隨ひて うつり、かは 兵制 へいせい の かたの 沿革 えんかく も かはりた、

亦屢 またしばしば なりき で、ありま 古 いにしへ は天皇躬 みかみ づから むか へは、天皇陛 てんたいへん

軍隊 ぐんたい を率 ひき め給 たま へ をんき 御制 ごせい にて ありま へ

時 とき ありては とくに、よ 皇后 こうごう をんき 皇太子 こうたいてい の ごよつぎ の 若き 若き わか さまが

代 か らせ給 たま へ おん ことも あり ありつれど おん 大凡 おほい

兵權 へいけん と たい いてい、兵をつか しん 臣下 しんか に けらい 委 ゆた ね給 たま へ おん こと は

なかりき おん まかせ な された こ 中世 なかつよ に いた 至 いた りて なか ころの、ト だ

文武 ぶんぶ の せいど 制度 せいど 文 とは、兵 へい の こと こと に、か かり あ はぬ す べて の こと 武 とは、

皆 みな 唐 たう 國 こく 風 ふう に な 倣 なら へ せ 給 たま へ みな、 六衛府 ろくゑいふ と お 置 お へ

建 た て、さ まり よ う、う まり よ う、い ふ、 防 人 ぼうに など わる もの を、 せ

設 ま け ら れ し け ば こ ー ら へ な さ 兵 制 へいせい は 整 ひ た れ ど も 兵 の た

は、とくの 打續ける昇平に狃れて うちつゝいて、よがた 朝廷

の政務も 朝廷のごせ 漸文弱に流れければ だんくみやびな

なりた 兵農 兵士となるものと農 民となるものと どのづから二に分れ

つにわ 古の徴兵は 徴兵とは、すべて、どんみんなが、みなめされて兵

かかれて 徴兵とは、ねがうて、なりた

いつとなく 兵馬の権は 兵を、つかさど

のすがたに 遂に武士となり 武士とは、だいく、兵となることばか

かはりて 兵馬の権は 兵を、つかさど

の、なりて 一向に其武士どもの

棟梁たる者に歸 一さうの武士どもの、かーら 世の亂と共

に せけんがみだれ 政治の大権も くにを、おさめて、ゆくところ

亦其手に落ち またそのの武士どもの、かーらのも の、せいトむきの、けんりまでも

七百年た 武家の政治とはなりぬ 武士どもの、いへに、せいト 世

の様の移り換りて せけん、の、ようす が、うつりかはりて 斯くなれるは

人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら ひとの、ちから を、もつてひき

かへす、ことはできぬ 且は我國體に戻り ひとつに、は、かくに 且

ぬといひながら

は我祖宗の またひとつには 御制に背き奉り おんさまりに

浅間一き次第なりき なげかわしい 降りて よがだんくくと

弘化嘉永の頃より 弘化や嘉永といふね 徳川の幕府 幕府とい

いトを、するやくばのこと 其政衰へ そのせいぢが、ゆきとめまつさへ 剩への

うへに 外國の事ども起りて よそのくに、すなはち、せいやうの

其侮ども受けぬべき そのよその國の、けいべい 勢に迫りければ

ばあいには、せ 朕が 朕とい天皇陛下が、おれがと、ごト 皇祖仁孝

天皇 おはぢのみまごにおあたりなさるる 皇考孝明天皇 ちちのみまご

仁孝天皇さまと、もおすおんかたや たりなさるる 孝明天皇様 いと 痛く宸襟と きつく、お 惱給ひご

と申す、おんかたが おんいため、な 忝くも又惶けれ かたつけないのけで、またを

然るに それ 朕幼くして 今上天皇陛下が、まだおん 天津日嗣と

受け初 天皇の御位に、おつ 征夷大將軍 昔の大將のやくめのなま

なり 其勢權を返上 そのせいトを天皇陛下 大名小名 大名も

其版籍と奉還 そのりようぶんを 年と經ずして 一年もた

海内一統の世となり 日本中が、天皇陛下の、をんでひとつで 古の

制度に復しぬ むかしのをんきまり 是文武の おれの文のほうに

のほうに、か とふりに、かへりたり 忠臣 ちうしん 良弼ありて よいたすけになるも

朕と補翼せる 今上天皇陛下を 功績なり てのら 歴世祖宗の

だい／＼の をたすけもうたる 専蒼生 いちづに人 憐み給ハ御遺澤なり

といへども あわれみたまふて、をんのおいな 併我臣民の まか

わがおけらい された、をんとはいふもの 其心に めい／＼ある 順逆の理 順とハ一たがふま

人民どもが るのうちに と逆とハさからふ

こと、その わがわいを 辨へ がつて 大義の重き かみのために、ぎをつく

知れるが故にこうあれ しりてをりたればこそ されば此時に

於て そふいう、わけだから 兵制を更め 兵のたてか 我國の光を耀

さんと思ひ わがくにの、ひかりをますくして 此十五年が程にこ

明治元年より、十五 りかぶやく、ようにせんとおもひ 陸海軍の制とば りくぐん、かいぐん 今の様

に建定めぬ 只今のよう、き 夫兵馬の大權は いつたい、いをつ

けん めたわけである 朕が統ぶる所なれば 天皇陛下の、すべくしりて、お 其司々

ところ それくのや 臣下には任すなれ けらいどもに、たまか
せなさるゝわけで

其大綱は そのをもの 朕親之と攪り 天皇陛下の、ごトぶ
んにおどりなされて 肯て臣

下に委ぬべきものにあらず けつて、ごけらいに、をま
かせ、なさるゝものでな 子々孫

々に至るまで ごいそんに 篤く斯旨と傳へ とくと、こので
ゆいをつたへ 天

子は文武の大權を 天皇陛下は、文と
武とのけんりを 掌握するの義と存し おぎ
りて

わいでなさるゝ 再中世以降の如き ふたたび、なかごろトだした
い、このかたのようなる 失體

なからんことと望むなり くにの、すぐれたを、ういなるよう
な、おどのないよふに、のぞむ 朕は汝

等軍人の大元師なるぞ 天皇陛下は、うちら軍人ども
のそつたいーやうである されば朕は

汝等を股肱と頼み されば天皇陛下は、うちら軍人どもをも
や、ひぢの、ように、たよりに、をもふぞ 汝等は

朕を頭首と仰ぎてぞ そちどもは天皇陛下を
かいらと、あがめてこそ 其親は特に深か

るべき そのなかよいくろは、かく 朕が國家を保護して 天皇陛下
が、國を

たもちまもりて 上天の恵に應じてんの、おんなさ
けに、いたがい 祖宗の恩に

おいでなされ 報ひまいらする事と 得るも得ざる おむくひなさ
るゝことが

とせんとさま 汝等軍人が 其職を盡すと盡ざる おのしやく
とく

も できるも 汝等軍人が みなるうちら 其職を盡すと盡ざる おのしやく
とく

とに由るぞかしその一よふんをつくす我國の稜威わがくにの

振はざることあらばふるはぬようふなこ汝等能くそあら朕と

其憂を共にせよ天皇陛下とうのうれい我武維揚りてわがくにの

其榮を耀さばそのはまれ外國へ朕汝等と其譽を偕そのはまれ

にすべし天皇陛下の、そちどもと、そのよいひよ汝等皆其職を守みなそのしよく

力と國家の保護に盡さばちからを、くにをまもる我國の蒼生わがくに

一よふんを、まもりてことにつくしたならば

朕と一心になりてこころになりて

はわがくにの 永く太平の福を受けいつまでも、をさまるみ 我

國の威烈はわがくにの大に世界の光華ともなりぬべしおほま

世界の、ひかりとも天皇陛下は、かよ 汝等軍人に望のぞ

むなれそちら軍人に、ねんのぞ猶訓諭すべき事ころあれなほ

いであ之を左に述べむさてこれから、をへさか

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし軍人と、いふものは朝廷へ

一軍人は忠節を盡すを本分とすべしちうぎをつくすのを、おも

とを辨へおれすなはち、くにのうんが、さかんなるを世論に惑はず

よのひとが、とふいう政治に拘らずせいとむき、とふあろふ只

々一途にたゞ、己がほんぶん本分の忠節を守りトぶんが、をものつ

いふこと義は山嶽よりも重くかみのために、つくすべきは、やまよ

死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよかみのために、一ぬまとは、とり

せねば其操を破りみさをとは、とこまでも、あゝろの不覺を取

り、ゆだんをして汗名を受くるなかれわるい、ひよばん

一軍人は禮儀を正しくすべし軍人と、いふものは、ぎよう凡軍

人には上元帥より軍人には、かみは、いちし下一卒に至るまで

は、いちにんのへい其間に官職の階級ありてそのあいたに、それ

そつに、いたるまでて、たんくくの、統属するのみならずひきまとはれ、ついで同列

くらいがありてをなすれつ、をなす停年に新舊あればねんげんに、あ

同級としてさうのものにても新任の者はあたらく、にん舊任の者にふるく

と、ふるきひとの、あるゆへに新任の者はせられたるものは舊任の者にから、

にんせられたるものに服従すべきものぞふくいて、一たがふ下級のもの

は、さうのいた **上官の命**と承ること 上の人の、いふつ **實は直に**

トつのとこ **朕が命**と 天皇陛下の、うけたまは **承る義なりと心得**よ うけたま

れなトわけであるとおのれ **己が職屬する所**にあらずとも トぶんがつい

でなく **上級の者は勿論** は、いふまでもなく **停年の己より舊**

きものに對しては ねんげんの、トぶんより **總べて敬禮と盡**

すべて、けいれい **又上級の者は** また、さうの **下級の**

者に向ひ さうのいたのも **聊も輕侮驕傲の** 少くでも、あなごりかろ

るよ **振舞**あるべからず かたが、あり **公務の爲に** を、やけの、

ふな **威嚴を主とする時は格別なれども** そのやくがらに、ついて

をもちするときは、**其外は務めて懇に取扱ひ** は、きびくするのを、

かくべつなれども **慈愛を專一と心掛け** を、たいとちと、こころかけ

あつかふて **上下一致して** かみのものも、いものもの **王事に勤勞せよ** 朝廷の

はねをおる **若軍人たるものにして** も、軍人と、な **禮義と素り**

ようにせよ **上と敬はず** 上の人を、た **下と恵まらずして** 下のもの

ぎよふぎを **上と敬はず** いせつにせず **下と恵まらずして** になさけ

みだりたり

を、かけ **一致の和諧**と 一つこのろになりて、な **失ひたらんには**

すいて 加よくする、ところを **一軍人は武勇を尙ぶべし**

うーのふた **雷に軍隊の毒**たるのみか たゞんたいの、とく

、とまには むーばかりでない **國家の爲めにもゆるし難き**

國のためにも、ゆるさぬ、ところの **罪人なるべし**

つみびと で、あるぞ **一軍人は武勇を尙ぶべし**

軍人たるものは、ゆうまふは我國 **夫武勇は我國**

にては 一体ぶゆうと、いうも **古よりいとも** むかーから **貴ぶる**

所なれば **我國の臣民たらんもの** わがくにの、じ

るどころなれば **我國の臣民たらんもの** んみんと、なり

たも **武勇なくては叶ふまじ** いうまふのなく **況して軍人は**

のは **戦に臨み** せんそうの、ば **敵に當るの職なれば** あたる

うへ、ぐ **片時も武勇を忘れてよめるべき** すこーの、あいたでも

やくめたを **片時も武勇を忘れてよめるべき** いうまをわすれて、す

なれば **片時も武勇を忘れてよめるべき** いうまをわすれて、す

まうか、けつて、それ **武勇には大勇あり** たいゆうあり

をわすれては、すまぬ **武勇には大勇あり** たいゆうあり

り小勇ありて同かみず いうまのうちに、もをはいなるゆうさと、ち

血氣にはやり わかざかりの **粗暴の振舞などせえんは** てあらい、

るも 常に能く義理を辨へつねぐよくぎりとい 能く膽力を
 のは 練りよくきも 思慮を殫して かんがへを 事を謀るべし すべて
 をねり 心を、さばか 小敵たりとも侮らず すこいの、てきと 大敵たり
 ねば、ならぬ とも懼れず たくさんのてきと 己の武職を盡さむころ じぶんの
 とも、つ 誠の大勇にはあれ ほんどの、おほひな されば武勇と
 くすこそ 尚ぶものは 常々人に接するには づね
 ひとにつき 温和と第一と たいいちと 諸人の愛敬を得む
 あふには

と心掛けよ もろくの、ひとから、かわいがられ、たいせつ 由なき勇
 に、せらるるよふに、ころがけねは、ならぬ
 を好み つまらぬ、わう 猛威を振ひたらば たけいき、いきほい
 きを、たのんで 果は世の人も忌嫌ひて 一まいには、せけん 豺狼などの如く思
 ひなん をうかみなとの 心すへきこところ づゝむよふに、こ
 よふにをもふ 一軍人は信義を重んずへ 軍人は、まこととぎ 凡信義を守り
 こと すべて、まこととぎ 常の道にはあれど あたりまへの、みちで
 りをまもるまとは わけて軍人は信義なくては 一日も隊伍
 わけて軍人は信義なくては せ、ぎりがなくては

迄に至りぬべし 其身生涯の
はトキせらるるよふにまでなる

そのみ、い 不幸なりといふも中々愚なり
ふ一あはせとは、ゆう
ものゝまだばかなわ

つーようの 此風一たび軍人の間に起りては
此風が一度軍人の
間に起りたときと

ある 傳染病の如く蔓延し 彼うつる病の 士風も 軍人たるを 兵氣も
こないも

軍人たるき 頓に衰へぬべきこと明なり
とうに、をどろへて、をる
あどと、目にもみへてをる

一よふも 朕深く之を懼れて 天皇陛下とふかく之れを 曩に されより 免黜
免黜條例とは、わるいおとをなしたるものと、やくめを
とりあげ或とさげられるおとに、ついでこの、規則なり此

條例を施行し

規則を、をんさ だめ、なされて 畧此事を誠め置きつれと
あらまじい、いふいうわ
るいおとを、してはな

らぬと、いふきかいて 猶も其の惡習の出んことを憂ひて、るの
は、をいたけれども

わるい、ならわし、ではいかにとことろ、おち
いふことを、をんさづかいなされて 心安からぬば おんこころ、おち

故に又之を訓ふるぞが かくべつに、またおのまを、おんお
まへ、さかせなざるわけである 汝

等軍人ゆゑ此訓誡を 等閑にな思ひぞ
うちす
すまのおへを

むだに、おもうて 右の五ヶ條は
みぎに、かきけて 軍人たらん者
りたるもの 暫も

は、ならぬぞよ あり、五ヶ條と

忽にすべからず

一は一の、あいたも、あう
るを、ゆるしては、ならぬ

さて之を行はんに

さて、おれを、おまの
のふて、ゆくには

一の誠心ころ大切なり

ひとつの、まことのあう
るまう、たいせつで、ある

抑此五ヶ條は我軍人の精神にして

るもく、あの五ヶ條をわれ
くぐん人をものたまひで

一の誠心は又五ヶ條の精神なり

ひとつの、まことのころは
またごかであうの、たまひで

心誠ならざれば

あうろが、まこと
に、ないときにと
如何なる嘉言も善行も

おんな、よいおとば
も、よいおまないも

皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべ

みなうはつらの、かざりにて、なんのよう
たとうぞ、けつて、なんのよふにも、たうぬ

心だに誠あれば

さへ、まこと
とがあれは

何事も成るものぞか

なんの、ことでも、で
きる、ものである

況して

や此五ヶ條は

このうへ、こ
の五ヶ條は

天地の公道
天地の間すなはち、せかいの
かうやけの、みちでも、あり

人倫の常經なり

ひとたるもの、あたりま
への、道でも、あるゆへに
行ひ易く守り易く

なうにも、やすし、また、
まもるにも、やすくある

汝等軍人能く

そちら軍
人よく
朕が訓に遵ひて

天皇陛下の、をんを

此道を守り行ひ

この五ヶ條のみちを
まもり、をこなうて

國に報

ゆるの務と盡さは

國のおんに、むくゆるの
つとめをつくりたならば

日本國の蒼生舉て

之を悦びなん

日本國中の、人民の、み
なこれを喜ぶてあろう

朕一人の聲のみならんや

天皇陛下おひとりのおんよろこび、ばかりで、あらうか、決して
天皇陛下おひとりの、おんよろこび、ばかりではござらぬ

明治十五年一月四日

御名

平和詔敕

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニ由リテ求ムベク治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ亦即位以來ノ志業タリ不幸客歲清國ト齟齬ヲ啓キ朕ハ止ムヲ得ズシテ之ト干戈ヲ交ヘ十閱月ノ久シキ結ヒテ解クル能ハス而シテ在廷ノ臣僚ハ陸海兩軍及議會兩院ト共ニ威能ク朕カ旨ヲ體シテ朕カ事ヲ獎メ内ニ在テハ參畫經營シ費用ヲ給シ需供ヲ豐ニシ防備ニカメ外ニ在テハ檣風沐雨祁寒隆暑ニ暴露シ百難ヲ冒シ萬死ヲ顧ミス旭旗ノ指ス所風靡セサルナシ出征ノ師ハ仁愛節制ノ聲譽ヲ播シ外交ノ政ハ撻敏快暢ノ能事ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武ト先榮トチ中外ニ宣揚シタリ是レ朕カ祖宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ百僚臣庶ノ忠實勇武精誠天日ヲ貫クニ非サルヨリハ安ソ能ク此ニ至ラムヤ朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ汝有衆ノ協翼ニ賴リ治平ノ回復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ
今ヤ朕清國ト和ヲ講シ既ニ休戰ヲ約シ干戈ヲ戢ムル近キニ在ラムトス清

國渝盟ヲ悔ユルノ誠已ニ明ニシテ帝國全權辦理大臣ノ按定セル條件克ク朕カ旨ニ副フ治平光榮併テ之ヲ獲ル亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全功ヲ收メタルニ外ナラス祖宗大業ノ恢弘今ヤ方ニ其ノ基ヲ鞏メ朕カ祖宗ニ對スル天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ朕ハ更ニ朕ノ志ヲ汝有衆ニ告ケ以テ將來ノ嚮フノ所ヲ明ニセサルヘカラス

朕固リ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜フト共ニ大日本帝國ノ前程ハ朕カ即位以來ノ志業ト均ク猶ホ甚タ悠遠ナルヲ知ル朕ハ汝有衆ト共リ努テ驕泰ヲ戒メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ修メテ武ヲ瀆スユトナク益々文教ヲ振テ文ニ泥ムユトナク上下一致各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ勵ミ永遠富強ノ基礎ヲ成サムユトヲ望ム戰後軍防ノ計畫財政ノ整理ハ朕有司ニ信任シ專ラ贊籌ノ責ニ當ラシムヘシト雖モ積累蘊蓄以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ賴ラサルヘカラス若夫勝ニ徃レテ自ラ驕リ漫ニ他ヲ侮リ信ヲ支邦ニ失フカ如キハ朕カ斷シテ取ラサル所ナリ乃チ清國ニ至テハ講和條約批准交換ノ後ハ其ノ友交ヲ復シ以テ善鄰ノ誼愈々敦厚ナルヲ期スハシ汝有衆夫レ善ク朕カ意ヲ體セヨ

軍隊敕諭

朕カ親愛ナル帝國陸海軍人ニ告ク

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ明年十五年陸海軍人ノ制略立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ忠節禮儀武勇信義質素貫クニ一誠ヲ以テスヘキユトヲ告ケタリ朕カ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕カ股肱ト頼メハナリ

爾來治平十有餘年客歲清國ノ釁ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一號令ノ下ニ起テ陸暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ勞シ陸ニ海ニ振古未ダ有ラサルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戰ノ目的ヲ達シ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セス命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ死シ然ラサルモ病廢トナリタルモノニ至テハ朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マサルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ賴ラムトス願フニ軍隊ノ名譽
ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト
其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ前程ハ尙遠遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ
訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ郷關ニ歸ルモノトニ論ナク
五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報效ヲ期セヨ

明治二十八年五月十三日

讀法

軍人タルモノ、ツチニ、ヨソデ、コ、ロヘ
テ、チラ子バナラヌ、陸軍ノ、チキテナリ

兵隊ハ皇威ヲ發揚シ

兵隊トイウモノハ、天皇陛下
ノ、ゴイコウチ、サカシニアゲ

國家ヲ保護

スル爲メニ設ケ置カル、モノナレバ

國ヲ守ルタメニ、チカ
レル、モノデアルカラ
此

兵員ニ加ル者ハ

コノ兵ノカズニ
イリタルモノハ

堅ク左ノ條件ヲ守リ

カタク
ヒダリ

ニ、カ、ゲタル、
カデウチ、マモリ

違背スベカラズ

ソムイテハ、
ナラヌ

第一條 誠心ヲ本トシ

マコトノ、コ、ロ
チ、モト、シテ

忠節ヲ盡シ

朝廷へ、チ
ウギチ、ツ

不信

マコトデ、ナ
イユトヤ

不忠

チウギ
デナイ

所爲アルベカラザル

事 シカタガ、ア
リテハナラヌ

第二條

長上ニ

自分ヨリ、カ
ミノヒトニ

敬禮ヲ盡シ

ケイレイチ
ツクシ

等輩ニ

自分ドモノ
トモダチニ

信義ヲ致シ

マコト、
ギリチタテ

粗暴

テアライ
コトヤ

倨傲ノ

タカブル
ヨウナ

所爲アル可ラザル事

フルマイガ、ア
リテハ、ナラヌ

第三條

長上ノ命令ハ

カミノヒトノ
イ、ツケハ

其事ノ如何ヲ問ハズ

ソノコトガドウアロウ
トモ、ソレハ、トハズ

直ニ

スグ
サマ

之ニ服従シ

コレニ、シ
タガヒ

抗抵 サカカ
ライ

干犯ノ

所爲アルベカラザル事

フルマイガ、
アリテハナ

ラ

第四條

膽勇ヲ尙ビ

イユウキチ、イ
チハシタツトビ

軍務ニ勉勵シ

軍隊ノ、ツト
メニホチオリ

恐怯 キョウキョウ
ヨウ

柔懦ノ

所爲アルベカラザル事

フルマイ
ガ、アツ

テハ、
ナラヌ

第五條

血氣ノ小勇ニ誇リ

ワカザカリノ、キニマカシテ、チ
イサイ、ユウキニ、シマンチナシ

争鬪

嗜好 コノ
コノンデ

アラソヒチ

他人ヲ侮慢シ

タニンチ、
アナドリテ

世人ノ厭忌ヲ

來ス等ノ

ヨノ人がキラウヨ
ウニ、ナルヨウナ

所爲アル可ラザル事

フルマイガ、ア
リテハナラヌ

第六條 道德ヲ修メ

ヨキオコナヒテ、シブ
シノ、ミニ、チサメ

質素ヲ主トシ

ツマシ
キコト

チモト
トシテ

浮華文弱等ニ流ル、ノ

ウワベノ、カザリヤダヨワ
キフウニ、ナガル、ヨウナ

所

爲アル可ラザル事

フルマイガ、ア
リテハ、ナラヌ

第七條 名譽ヲ尙トビ

ヨキ、ヒヨウバンチ、ト
ルコトヲ、タツトビ

廉恥ヲ重ンシ

ハ平チ、シルコト
チ、ダイジトシテ

賤劣
コトヤ

貪汚
ケガラワシ
キコトノ

所爲アルベ

カラザル事

フルマイガ、ア
リテハ、ナラヌ

以上掲ル所ノ外

カミニニ、カ、ゲテアル
トコロヨリ、ホカニ

法律規則ニ違犯シ

法律
規則

トイウオキテアツ
リコレニソムキ

罪ヲ國家ニ得ニ至テハ

ツミチクニノヤクシヨ即チ
サイバンシヨカラ、モウシ

ツケテ、ヨ
ウニナリテハ

父祖ヲ辱シメ

親ヤ先祖迄
ハツカシメ

家聲ヲ汚シ

家ノ名前
チ、ヨウシ

醜ヲ後世ニ遺シ

ワルイヒヨフバンチ、ノ
チノヨマデ、ノコシテ

獨リ其身現在ノ恥辱

ノミナラズ

ヒトリ、シブンメノマヘ
ノ、ハヤバカリデハナク

况ンヤ重罪ノ如キハ
ソノウ

モイツミニ
ナリテハ

各人ノ天賦ノ

天カラ、モラ
ヒウケタ

公權ヲモ

ヒトナミニ
カタチ、ナ

ラベテユク、チ、ヤ
ケノ、ケンリマデ

剝奪セラレ

ハイデ、ト
リアケラレ

世ニ立テ

セケンニ
タチテ

人ニ接ルモ

ヒトニ、ツ
キアウニモ

總テ對等ノ權利ヲ

スベテ人ナミ
得ザ
ノ、ケンリチ

ルニ至ルニ於テヤ ウルコトカ、デキヌ 名譽ヲ尙ビ廉恥ヲ重シ

ズルノ軍人ニ在テハ ヨキヒヨウバンチ、タツトビ、ハチチ、 殊ニカ

ニ ベツ 戒慎ヲ加ヘサル可ラズ ダイ、ソト、ツ、シム、ユ、 就中陸軍

刑法ハ ナカニツイテ、陸軍ノツ 軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ 軍隊ノワル

ノチ 懲ス爲ニ 特ニ設ケラル、者ナルヲ以テ イコトチス

チカレタモノ 其刑亦 頗ル ヨホ 嚴ナリ キビシ 軍

人ニシテ之ヲ犯セバ 軍人デ、アツテ、コレ 雷ニ本分ヲ誤リ タイ

ノ、ツトマチ 軍隊ノ安寧ヲ 害スルノミナラズ ソコ

ハ、ナイ 遂ニ世人ノ信用ヲ損シ ト、フ、 ヨノ人が、シンジテオ

陸軍ノ榮譽ヲ汗ス等 陸軍ノ、ヨキヒヨフバン 其責更ニ重シ

ツノツミノセメハ 平素自ラ 戒飾シ イマシメ、 決シテ

ツテモ 違犯スベカラズ ソムイテハ、 ナラヌモノゾ

軍人タルモノ 敕諭ノ御訓ヲ 鑒賜ニ 銘刻シ 嚴重ニ 能ク 讀法ノ 七條ヲ 遵奉シ 軍紀ヲ 守リ 上長ニ 服從シ 同輩相陸親シ 態度品行ヲ 慎ミ 名譽ヲ 貴ヒ 以テ 國家保護ノ 責任ヲ 明カニシ 國民ノ 尊敬ヲ 得ント 心懸ケサルヘカ ラサルモ ノトス

問 軍紀トハ如何

答 軍紀ト申スハ 軍隊ノ 紀律ト云フテヨク 命令ヲ 守リ 規則ニ 從ヒ 上下

ノ 區別ヲ 立テ マスルコトアリマス夫レユヘ 紀律ナキ 軍隊ハ 鳥ガ 集タ

群ト 同シコトテ何ノヤクニモ 立チマセヌツマリ 軍紀ノアル 軍隊ハ 萬

人アツテモ千人アツテモ一人ノ心ト 同シ様ナモノテアリマス

命令トハ如何

答 命令ト申スハ 公務ノ タメ上ノモノヨリ 仰付ラレタモノテアリマシテ

決シテコレニ 違フクハナラヌモノテアラス若シコレニ 背キマ

スレハ 嚴シイ處分ヲサレマス

問 服從トハ如何

答 上下トノ 區別ヲ 乱サス下ノモノハ上ノ者ニ 順ヒ 其言付テ 守テ 行ク
 一チ 申シマス 服從ノ 道ヲ 知ラナイモノハ 人間ノ 道ヲ 知ラナイモノト
 同シコトテアリマス何ナレハ 軍隊ニテハ 上官ハ 皆吾々ノ 父ヤ 兄ノ 様
 ナモノデアリマシテ 吾々ハ 其子ヤ 弟デアリマス子ヤ 弟カ 自分ノ 父ヤ
 兄ニ 從テ 行クノハ 當リ前ノ 道デアリマスレハ 吾々ガ 上官ニ 服從シテ
 行クハ 軍人ノ 當リ前ノ 道アルワケデアリマス
 サレハ 上官ニ 服從スルニハ 外ガワリハイノト云テハイケマセン
 内心カラ 上官ヲ 敬ヒマシテ 信服シテ 行カ子ハナリマセヌ
 同級ノ者ニモ 服從スルカ
 問 同級ノモノニテモ 故參ノ者ニハ 服從シマス
 答 服從ハ 我日本國ノ 軍人ノ ミニ 限ルヤ
 問 同盟國ノ 軍隊ト 合併テシマシタ片ニハ 外國ノ 軍人ニモ 服從シマス
 答 下ノモノカ 上ノ者ニ 向ヒ 其命令ノ 原因ヤ 主意ナトヲ 尋子テモ 宜シイ
 カ

答

決シテ其譯ヤ主意ナトハ尋子テハナリマセヌシカシ若シモ其命令方

問

分テナイトハ謹テ之ヲ尋子テモ宜シウアリマス

答

今受テ命令ト以前ノ命令トカ違タトハ

問

謹テ其次第ヲ申シ述ヘテカラ之ヲ行ヒマス

答

罪アリテ罰ヲ受ケ之ヲ不當ト思フトハ

問

假令不當ト思フテモ決シテ申分ナトナシマセテ必ス之ニ服從シマ

答

ス
上タル者ノ取扱カ無理ナリト考フルトハ

問

決シテ爭論ナシマセシテ徐カニ其筋ヲ以テ之ヲ訴マス若シ勤務中

答

ナラハ勤務カ濟ンテカラ訴ヒマス

問

兵卒ノ品行ハ如何

答

鎖細ノ行ヒテモ常ニ慎ミマシテ高尚ナ遊事ヲナシ猥褻ハシキ話ヤ行

問

ナシテ体力ヲ汚シ毀ケ德義ヲ破ル等ノ一切之ヲヤメ而シテ外ノ

答

人ノ手本トナルノカ兵卒タルモノ、行狀テアリマス

問

兵卒互ノ情義ハ如何

答

聯隊ニ居ル兵卒ニ兄弟同様ニオタカヒニ相補ケ親シク睦マシクスル

問

ノガナサケト云フモノテアリマス

答

故ニ故參ノ者ハ新參ノモノヲ善イ方ニ教ヘ導キマスル言ハ、兄ト云

問

フ様ナ義理ガナケレハナリマセン

答

兵卒互ノ情義ハ其聯隊ニノミ止マルヘキカ

問

兵種ノ如何ニ論ナク一樣ニ親ミ可愛カラ子ハナリマセヌ何ナレハ一

問答

名譽トハ何カ
自分ノ良心ヲ満足サセ尙外ノ人ノ尊重ヲ得ヨトスル心持テアリマ

ス
例ヘハ勤務ニ精ヲ出シテ品行カ良イ爲メニ褒賞休暇ヲ遺ヒマシタ等
ハ名譽テアリマス故ニ名譽ハ軍人精神ヲ確カニシ膽力ヲ強クシ又ハ
臆病ナリヲ掃フモノテアリマス

問答

名譽ハ何ニ因テ生スルカ
誠ノ心テ自分ノ任務ヲ盡シマヌレハ名譽ニナリマス

問答

第三章 武官ノ班次及階級
武官ヲ分テ四班ト爲ス其名稱ハ
一將官 二上長官(佐官) 三十官(尉官)以上三官ヲ併セテ、
將校ト申シマス

問答

將官ノ階級ハ
大將 中將 少將

問答 問答 問答 問答 問答 問答

上長官ノ階級ハ
大佐 中佐 少佐
士官ノ階級ハ
大尉 中尉 少尉
下士官ノ階級ハ
曹長 一等軍曹 二等軍曹
兵卒ノ階級ハ
上等兵 一等卒 二等卒
相當官トハ
軍吏部ト衛生部ト獸醫部ノ諸官ニテ階級ノ徽章武官ト相同シキ者ヲ
申シマス 假令ハ軍醫總監トカ 監督長ハ少將ニ同シク二等軍醫正藥劑
監ハ少佐ニ當ル様ナモノデス

相當官一覽表

各兵科	監督部	軍吏部	衛生部	獸醫部	軍樂部
大將					
中將					
少將	監督長		軍醫總監		
大佐	一等監督		軍醫監		
中佐	二等監督		一等軍醫正		
少佐	三等監督		二等軍醫正	藥劑監	獸醫監
大尉		一等軍吏	一等軍醫	一等藥劑官	一等獸醫
中尉		二等軍吏	二等軍醫	二等藥劑官	二等獸醫

准士官	曹長	一等軍曹	二等軍曹	准士官トハ
三等軍吏	三等軍醫	三等藥劑官	二等獸醫	一等軍樂長
一等書記	一等看護長	一等藥劑手	二等藥劑手	二等軍樂長
二等書記	二等看護長	二等藥劑手	三等藥劑手	軍樂次長
三等書記	三等看護長	三等藥劑手		一等軍樂手
				二等軍樂手
				三等軍樂手

問 准士官トハ
 答 砲工兵ノ上等監督ニ等軍樂長各兵科ノ特務曹長ニアリマス

問 第四章
 答 天皇皇后皇太后ニ對シ奉リテハ如何

問 陛下ト申シ奉ツル
 答 皇太子及ヒ皇族ニハ

問 殿下ト申シマス
 答 殿下ト申シマス

問 將官ニハ
閣下ト申シマス例ヘハ茨木少將閣下ノ如シ

問 上長官以下ニハ
殿ト申シマス例ヘハ少佐殿ノ如シ

問 直接ニ其人ニ向ヒ之ヲ呼フハ
皇族ニハ只殿下ト申シ將官ニハ何官閣下上長官以下ニハ何官殿ト申シマス例ヘハ中將閣下少佐殿大尉殿

問 他人ニ向ヒ上官ノ名ヲ呼フハ
皇族ニハ某親王殿下例ヘハ小松宮殿下將官ニハ某何官閣下(中
將閣下)上長官以下ニハ某何官殿ト云フ(步兵中佐殿 大尉殿)

問 又場合ニ依リ職名ヲ呼ヒマス例ヘハ師團長閣下又聯隊長殿中隊長殿
ト云フコトモアリマス

第五章 步兵隊ノ編成
師團ノ内ニ步兵隊ハ若干アルヤ

答 歩兵ガ二旅團アリ

問 歩兵一旅團ハ

答 二ツノ聯隊ヨリ出來マス

問 歩兵一聯隊ハ

答 三ツノ大隊ヨリ成立チマス

問 歩兵一大隊ハ

答 四ツノ中隊ヨリ成ル例ヘハ第一大隊ハ第一、二、三、四中隊デアリマ
ス

問 夫レ故ニ一聯隊ハ十二ノ中隊ヨリ出來テ居リマス其中隊ノ番號ハ一
ヨリ十二マデトシマス

問 歩兵一中隊ハ

答 戰時編制ニテハ三小隊ニ分ケ平時ハ若干ノ給養班ニ分ケマス第一中
隊ハ四ツニ分ケテアル如シ

問 小隊ハ

答 若干カノ分隊ニ分ケマス
戦時一中隊ノ兵ノ員ハ

問 平時一中隊ノ兵ノ員ハ

答 第六章 上官才官姓名

問 上官トハ如何

答 自分ヨリ身分ノヨキモノヲ申シマス例ハ士官下士官等皆上官デア
リマソシテ其上官ハ皆吾々ノ爲メニハ親ヤ兄ノ様ヲモノデアリマ
ス

ソレ故其上官ノ名ハ勿論其身成ヤ音聲マテモ知テ居ラチハナリマセ

問 師團長ノ官姓名ハ如何

答 陸軍中將 閣下デアリマス

問 旅團長ノ官姓名ハ

答 陸軍少將男爵茨木准照殿下

問 聯隊長ハ

答 歩兵大佐 殿

問 汝ノ大隊長ハ

答 歩兵少佐 殿

問 汝ノ中隊長ハ

答 歩兵大尉 殿

問 少隊長以下之ヲ略ス

汝ノ所管隊號ハ

答 第四師團第八旅團第十聯隊第 中隊第何給養班デアリマス

問 第七章 兵種

答 陸軍ノ兵隊ノ種類
ハアリマシテ歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、屯田兵、憲兵、軍樂隊テ

アリマスシカシ砲兵ノ内ニモ野戰砲兵ト要塞砲兵トノ二ツアリマス
 問 歩兵トハ
 答 徒歩ニテ銃ト銃トヲ使ヒ戰鬪スルモノテアリマス
 問 騎兵トハ
 答 馬ニ乘テ刀ヤ槍又ハ銃ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマス
 問 野戰砲兵トハ
 答 大砲ヲ以テ戰鬪スルモノテアリマスシカシ野戰砲兵ノ内ニモ野砲兵ト山砲兵トノ二ツアリマスガ野砲兵ノ方ハ山砲兵ノ方ヨリ大キナ大砲ヲ用ヒマス
 問 要塞砲兵トハ
 答 肝要ナ砲臺ヲ守ル砲兵テアリマシテ大キイ大砲ヲ用ヒ戰鬪シマスコレハ横須賀(東京近ク)ニアル様ナモノテス
 問 工兵ハ
 答 堡壘ヲユヅラヘ橋ヲ架ケ道路ヲ造ルモノテアリマス

問 輜重兵トハ
 答 駄馬ニテ彈丸ヤ兵糧トカ戰ニ用ル器具ヲ運フモノテアリマス
 問 屯田兵トハ
 答 北海道ニ居ツテ常ニハ開墾テナシ農業ヲシテ居リ戰ノ時ニハ隊伍ヲナスモノテアリマスコレニハ歩兵モ騎兵モ砲兵モ工兵モアリマス
 問 憲兵ハ
 答 軍人ノ惡ルヲナスルモノヲ見付ケ又ハ一般人民ノ惡ルヲナスルモノヲオサエルモノテアリマス
 問 軍樂隊トハ
 答 音樂ヲ吹奏スルモノテアリマス
 問 警備隊ト云フモノアリ如何ナルモノナリヤ
 答 歩兵ト砲兵トテアリマスケル庄島ヲ護ル爲ニ置カレタ兵隊テアリマス例ヘハ對島警備隊ノ如キモノテス
 問 軍吏部ト云フモノアリ如何ナルモノナリヤ

答 軍隊ノ金銭ノ事ヲ扱フ會計ノ一テアリマス
 衛生部トハ
 軍隊ノ病人ヲ手負人ヲ治療スルモノテアリマス
 獸醫部ハ
 馬ノ療治ヲ衛生ノ事ヲ受持ツモノテアリマス
 監督部トハ
 師團ニアツテ會計經理ヲ取扱フモノテス
 第八章 軍隊諸部識別
 兵種及各部ハ何ニテ見分ケルヤ
 袴ノ側ニアル章ノ色ヲ見分ケマス
 其色ハ
 歩兵ハ緋
 騎兵ハ萌黃
 砲兵ハ黃
 工兵ハ鶯
 輜重兵ハ藍
 憲兵ハ黒
 軍樂隊ハ紺青
 屯田兵ハ師團ノ兵種ノ色ト同シ

問 軍吏部ハ花色藍
 衛生部獸醫部ハ深緑
 監督部ハ銀茶テアリマス
 答 騎兵、憲兵、軍樂隊ハ茜
 屯田兵ハ藍霜降其他皆紺デリマス
 第九章 都督師團番號及其位置
 全國ノ陸軍ヲ分テ三都督トス其都督部ノアル處ハ左ノ如シ
 東部都督 東京
 中部都督 大阪
 西部都督 小倉
 全國陸軍ヲ分テ近衛師團及十二師團トス其司令部ノ在ル地ハ左ノ如シ
 近衛師團 東京
 第一師團 東京
 第二師團 仙臺
 第三師團 名古屋
 第四師團 大阪
 第五師團 廣島
 第六師團 熊本
 第七師團 札幌
 第八師團 弘前
 第九師團 金澤

第十師團 姫路

第十一師團

丸龜

第十二師團

小倉

第二編 第一章

陸軍敬禮式ノ摘要

敬禮ノ主意ハ如何

問

唯上面ハカリテナク心ノ中ニアルモノテアリマス故ニ恭敬ノ心カナ

答

ケレバ上面ノ飾リノミニテ眞ノ敬禮テハアリマセン

問

敬禮ヲ分ツテ三種トス如何

答

軍人ノ敬禮 軍隊ノ敬禮 衛兵及ビ歩哨ノ敬禮ト致シマス

問

禮式ハ何ニ向ヒテ行フモノカ

答

人ニ向ツテ行フモノテナク其人ノ官職ニ向ツテスルモノテアリマス

問

階級トハ如何ナルモノカ

答

上下ノ別ヲ言ヒマス

問

同級トハ如何ナモノカ

答

同級トハ如何ナモノカ

問

敬禮トハ何ノ爲ニスルカ

答

服従ノ心テ表スルモノテアリマス

問

敬禮ヲスルニハ如何ナル時ニスルカ

答

何様ナ時テモ致シマス

問

敬禮ハ定制ノ服装ヲナセ人ニ行フ斗リカ

答

軍人單獨ノ敬禮ハ面識セル人ニ向ツテハ着物ノ如何ヲ問ハス成ル丈

問

之ヲ行ヒマス

問

同級ノモノニ向ツテハ

答

互ニ敬禮ヲ致シマス

問

階級ノ異ナル二名以上ノ上官ニ向ヒテハ

答 否畫ノ間ノミテアリマス
 問 敬禮ハ我陸軍々人ノミニ限ルカ
 答 海軍々人ヤ外國ノ軍人ニモ致シマス
 問 其敬禮ノ仕方ハ
 答 我陸軍々人軍隊ト同シ敬禮ヲ致シマス
 問 見習士官及准士官ニハ如何ナル敬禮ヲスルカ
 答 士官ト同シ敬禮ヲ致シマス
 問 士官候補生ニハ
 答 下士兵卒ト同シ敬禮ヲ致シマス
 問 上等兵ニハ
 答 下士ト同シ様ニ致シマス
 問 室内室外ノ別チハ
 答 兵舍事務室面會所ハ室内ニシテ廊下炊事場ハ室外テアリマス
 問 軍人室内ニ入ル時ハ

答 戶外テ先ツ帽ヲ脱キ(若シ銃ヲ以テ居ル時ハ脱キマセン)又外套ヲ着
 問 テ居ル時ハ之ヲ脱キ(若シ銃ヲ帶フルルハ脱ンテ這入マス
 答 室内ノ敬禮ハ如何ニスルカ
 問 敬禮スヘキ人ニ向ヒテ姿勢ヲ正シ其人ノ目ニ自分ノ目ヲ注ケ腰カラ
 上ヲ少シ前ニ傾ケマス若シ帽ヲ手ニ持ツルニハ右手ニテ其前庇ヲ摘
 上右股ニ帽ノ内側ヲ當テ敬禮ヲ致シマス
 問 上官ノ室ニ入ルルハ如何ニスルカ
 答 上官ヲ離ル、一五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ致シマス (若シ五六人モ居ラ
 高ヒ階級ノ人ニ行ヒ
 次ニ一同ニ致シマス)
 問 上官ノ室ヲ出ルルハ
 答 這入マシタルト同様に敬禮ヲシテ飯リマス
 問 室内ニ於テ上官ヨリ命令トカ諭告トカ承ルカ或ハ陳述ヲナスルハ
 答 先ツ敬禮ヲ行フ後適宜ニ前へ出テ之ヲ聞キ取り又ハ申上テ歸ルルハ
 故トノ處ニ戻リテ敬禮ヲ致シテ飯リマス (但陳述ヲナスニハ大キ
 ナ聲ニテ短ク明亮ニ致

問 室外ニテ書付其他ノ物ヲ上官ヨリ受ケ取り或ハ差出スルハ
 答 上官ヲ離レルコト五六歩ノ所ニテ敬禮ヲ行ヒ手ノ届ク處マテ出テ右手
 ニテ之ヲ受ケ又ハ之ヲ差出シマス
 問 右ノ場合ニテ銃ヲ持ツルハ
 答 室内ニテモ外ニテモ敬禮ヲシタ後左手ニテ之ヲ差出シ又ハ受取り
 マス若シ棒銃ヲシタハ立銃ニ戻シテカテ之ヲ受ケマス
 問 返事又ハ受取証ヲ受クベキルハ
 答 故ト敬禮ヲ行ヒシ處ニ戻リテ之ヲ待テ居リマス
 問 上官居室ニ來ルルハ
 答 腰掛ヲ離レテ敬禮ヲ行ヒマス
 問 上官居室ヲ去ルルハ
 答 又ト敬禮ヲ行イマス
 問 舍内ニテ上級ノ人ト公事ヲ談スルルハ

問 下級ノモノハ腰掛ヲ離レテ立テ話ヲ致シマス
 答 居室ニ上長官以上ノ人來ルルハ
 問 列ニ一ノ号令ニテ自分ノ寢臺ノ前ニ立チ直レノ号令ニテ姿勢ヲ正シ
 答 マス此時上等兵カ又ハ故參兵ガ居合スモ氣附カサルルハ之ヲ知ラセ
 マス
 問 士官居室ニ來ルルハ
 答 直レノ令ニテ其場ニ立チ姿勢ヲ正シマス
 問 軍人室外ノ敬禮法ハ
 答 舉手注目テアリマス其仕方ハ姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ指ヲ接テ食ハシ指
 ト中指ヲ帽ノ前庇ノ右側ニ當テ掌テヲ少々外面ニ向ケ肘ヲ肩ト一様
 ニ舉ケ敬禮スベキ人ノ目ニ目ヲ注ケマス
 問 上官ト遠ク離レ居ルルハ
 答 上官ト知レハ遠クトモ敬禮ヲ行ヒマス
 問 軍人上官ニ出遇タルルハ敬禮ノシカタ如何

答 五六歩前ヨリ姿勢ヲ正シ二三歩前ニテ停テ敬禮ヲ行ヒ三步過ギ去テ
 ル、其儘ニシテ居リマス
 問 汝停リ居ルハ上官其側ヲ通ルハ
 答 上官ノ方ニ向ヒテ敬禮ヲ行ヒマス
 問 汝カ停テオル上官ノ許ニ至ルハ
 答 上官ノ距ル五六歩ノ處テ止リ敬禮ヲ行ヒマス
 問 汝軍旗ニ行遇ヒ又其傍ヲ通ルハ
 答 之レニ敬禮ヲ行ヒマス若シ上覆ヲ掛ケテアルハ敬禮ヲシマセヌ
 問 上官ノ引率スル軍隊ニ遇フハ
 答 其隊長ニ斗リ敬禮ヲ行ヒ其隊ニハ目ヲ注ケマス
 問 途中ニテ儀仗隊ヲ附ケタル軍人ノ葬式ニ行遇ヒ又ハ其傍ヲ通ルハ
 答 等級ノ如何ヲ問ハス其櫃ニ向ヒ敬禮ヲ行ヒマス
 問 軍人車ニ乗リ上官ニ遇フハ
 答 車ニ乗リタル儘姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行ヒマス然レモ上官ノ後ヨリ先ニ

問 行カントスルハ許テ受ケテカラ通リマス
 問 上官ト同行スルハ
 答 其左側或ハ後ノ方ニ就キマス（但案内者トナルハ此限リニアリマ
 セヌ）
 問 急用等ニテ上官ヲ越シテ行カ子バナラナイハ
 答 其次第ヲ申述ベ許テ受ケテカラ越シマス
 問 隊列ニアルハ如何ニシテ敬禮ヲナスカ
 答 上官ノ號令ニ依テ敬禮ヲ行ヒマス
 問 隊列ヲ解キ休ミ居ルハ
 答 各自ニ敬禮ヲ行ヒマス
 問 銃ヲ持ツハ
 答 兩陛下皇族軍旗並ニ士官以上ニハ捧銃シ下士以下ニハ銃ヲ持ツタ儘
 姿勢ヲ正シマス
 問 物品ヲ携テ右手ヲ舉クル能ハサルハ

答 軍旗及將校ニハ其儘停ツテ頭ヲ向ケ目ヲ注ケテ敬禮ノ意ヲ表ハシマ
 問 ス下士以下ナレハ停リマセン
 問 上官カ窓カラ外ノ方ヲ見ラル、并其前ヲ通ル并ハ
 答 上官ノ方ニ向ヒテ正シク敬禮ヲシマス
 問 汝カ窓ヨリ外ヲ見居ル并上官ガ其前ヲ通ラル、并ハ
 答 敬禮ヲ致シマス
 問 途歩行進間軍隊其他軍旗及尊敬スベキ人ニ出遇ヒタルトキハ
 答 隊中皆高聲ニ話ヲセズ軍歌ヲ止メ煙草ヲ口ヨリ去リ整齊ニシテ歩行
 問 シマス
 答 歩哨敬禮ヲ行フノ法ハ
 其定ノ場所ニ立チ(若ノ廠舎内ニアルトキハ必ズ出ル)上官ガ大抵六
 歩前ニ來タトキ敬禮ノ姿勢ヲ取り之ニ目ヲ注ケ六歩過ギ去ルマテ其
 姿勢ヲ取ツテ居リマス
 問 復哨ニ在テハ

答 成ル可ク一時ニ敬禮ナスル様ニ氣ヲ附ケマス
 問 歩哨ノ敬禮ハ晝間ニ限ルカ
 答 上官タルトガ別リナハ夜テモ敬禮ヲ致シマス
 問 歩哨軍隊ニ對シテハ
 答 其隊長ニノミ階級相當ノ敬禮ヲシマス
 問 歩哨ハ儀仗隊ヲ附シタル軍人ノ權ニ對シテハ
 答 其死タル者ノ階級ニ當敬禮ヲ致シマス
 問 歩哨ハ帶勳者ニシテ其勳章ニ當ル敬禮ハ官職ニ當ル敬禮ト同シカラ
 答 サルトキハ
 問 其重キ方ニ從テ敬禮ヲ致シマス
 答 帶勳者ノ略綬ヲ掛ケテ居ル者ニ對シテハ
 問 銃ヲ持チタルマ、姿勢ヲ正シ敬禮ヲ致シマス
 答 歩哨ハ兵卒ヨリ敬禮ヲ受クル并ハ
 問 銃ヲ持タル儘姿勢ヲ正シ答禮シマス

問

捧銃ハ如何ナル方ニスルカ其區別ハ
兩陛下大皇太后陛下皇太子妃皇大孫皇大孫妃殿下其他ノ皇族並ニ外
國ノ皇帝皇后陛下皇族

軍旗

陸軍大臣參謀本部長監軍及將官上長官

大勳位及勳一等ヨリ勳六等ニ至ル各種勳章佩用者(寶冠章ヲ除ク)

士官以上

勳七等及八等ノ各種勳章佩用ノ者ニハ

問

執銃ノ儀姿勢ヲ正シマス

第二章

起居ノ心得

問

室内ニハ定則アリテ兵士ノ之ヲ守ルハ猶一軒ノ家ニ家ノ掟アリテ眷族カ
之ヲ守ル様ナモノテス若シ兵卒カ定則ヲ守ラナイトキハ紀律カ立タスシ
テ殆ド眷族カ家法ヲ守ラナケレバ家カ壞ブレルト同シ譯ニナリマス
問 起床號音ニテ兵卒ハ如何スルヤ

答

寢臺ノ前ニ立チ檢査ヲ受ケ病氣ノ者ハ其次第ヲ給養班長ニ申シマス

問

窓ヲ明ケ毛布敷布ヲ振ヒ丁寧ニタ、ミマシテ寢臺ノ上ニ置キ顔ヲ洗

問

ヒソレカラ武器ヲ手入シ被服ヲ整頓シマス

問

當番卒ハ

問

毎朝食事ノ后直クニ室内ヲ奇麗ニ掃除ス

問

室内掃除后ノ注意ハ

問

室内ヲ不潔ニセス物品ヲ取り乱サス又ハ定ノ外ニ持チ行カス

問

兵卒ハ自由ニ寢臺ニ就クヲ得ルカ

問

起床后カラ日夕點呼迄ハ決シテ寢臺ニ就クハナリマセ又之ニ腰

問

ヲ掛ルコトモナリマセ又(特ニ命令ナルトキ又ハ事故)

問

煙草ハ何處ニテモ吸フヲ得ルヤ

問

室内ニ於テハ定ノ外ニテ吸フカ出來マセ又外テモ火藥庫薪炭庫

問

ナトノ如キ火事ノ恐レアル近傍ニテ吸フコトハナリマセ又

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

吟歌又ハ高聲ニテ談話ヲナスモ妨ケナキカ
 歌ヲウタフ一ハ嚴禁デアリマス又話モ高聲テシテハナリマセ又食事
 ノトキハ特ニ行儀ヲヨクシ靜ニセテハナラヌ
 室内ニ於テ汚穢等ノ一ヲ禁セラルソレハ
 痰ヲ吐イタリ窓ヨリ湯茶其外ノ物ヲ投ケ出シタリ濕物ヲ乾シタリ落
 書スルナトハ一切ナリマセヌ
 室内ニテ物件ヲ汚損一ヲ禁ゼラル其レハ
 狽ニ釘ヲ打着ケタリ窓戸机腰掛ケ暖室爐其外ノ道具ヲ汚シ又ハ傷ヲ
 ツケマタハ窓ノ縁ニテ物ヲ切ル一カテキマセヌ
 武器又ハ諸物品ハ何處ニテ掃除スルモ妨ケナキカ
 定メテアル場所ノ外テシテハナリマセヌ
 無用ノ者行クベカラサル場所ハ
 炊事場浴室洗濯所倉庫休養室等ナリ
 大小便ハ所定場外ニ於テナス一ヲ得ルカ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

嚴禁ナリ
 何様物品テモ管内ニ持入ルモ妨ケナキカ
 許可ナキ物品ハ持入一ガデキヌ例ヘハツマラヌ小説本ヤ新聞ナトハ
 持テ入ル一カデキヌ
 室内ニ入ルトキノ注意ハ
 靴ノ泥ヲ靴拭テ丁寧ニ掃除シマシテカラハアリマス
 諸物品ヲ破損セシ者ハ如何處置セラル、カ
 自償スルハカリテナク事ニ依リテハ罰セラル、モノテアリマス
 衣服ノ清潔法ハ
 服ト襦袢ハ時々洗濯シテ清潔ニシマシテ
 ニテモ用イラル、様ニナシ置キマス又衣袴外套ハ刷毛ニテ塵ヲ拂ヒ
 置マス
 身体ノ清潔法ハ
 頭面手足ヲ洗ヒ爪ヲ剪リ齒ヲ磨キ總テ身体ヲ清潔ニシマス髮ノ毛ハ

軍人ノ容儀ニカ、ハリマスカタ短ニ剪ミマス

問 成ル可ク之ヲハヤス方カ良シ是レ一日シテ軍人タルノ威容ヲ見セル

答 一カ出来ルカタテス

問 同輩間ノ金錢ノ貸借ハ

答 嚴禁テアリマス何ナレハ互ノ間ニ疑ガ起リシマイニ中惡クナル種

テアリマス

第三章 物品ノ装置

物品ノ装置ノ良否ハ只自分ノ身ノ正シイト放肆ナルノトチ外ニ見ル斗リ
テハナク定則ヲ守ルト否トノ心ヲ表ハスモノナリモシ武器被服ヲ取リ乱
シ置クトキハ不意ノ事變カアツタトキ大變コマルモノナリ
又被服器具ノ不潔ナノハ健康ヲ害フ本トナルソレバカリテナク物ノ永持
カシマセン此物品ノ永持ノシナイハ軍隊(大キク言ヒハ日本國)ノ不經
濟ニナルモノデアリマス

問 被服背囊及携帶器具ハ如何置クカ
答 被服ハ町寧ニ疊ミ背囊帽及ヒ携帶器具ト共ニ定ノ通り棚ノ上ニ置マ

問 属具袋帶革靴脚絆ハ
答 属具袋帶革靴脚絆ハ
定規ノ順序ニ皆棚下ノ釘ニ掛ケ置キマス

問 銃ハ如何シテ置クカ
答 銃ハ如何シテ置クカ
銃架ニ掛ケ置キマス

問 毎日能ク手入ヲシテ銃架ニ掛ケ置キマス
答 毎日能ク手入ヲシテ銃架ニ掛ケ置キマス

問 金具類ノ手入ハ
答 金具類ノ手入ハ
總テ鐵具ハ錆ナイ様ヨク氣ヲ付ケイツデモ油ヲ引キノレカラ其油ハ

問 布片ニテ拭マス又眞鍮類ニハ決シテ油ヲ引キマセヌ
答 布片ニテ拭マス又眞鍮類ニハ決シテ油ヲ引キマセヌ

問 革具ノ手入ハ
答 革具ノ手入ハ
黒烟油ヲ少シク塗り充分ニ之ヲ摺付ソレカラ刷毛ニテ能ク擦リマス

問 衣服ノ手入ハ
答 衣服ノ手入ハ
羅紗服ヤ外套ハ刷毛テ塵ヲ拂ヒ夏服ヤ襦袢ハ石鹼ニテ洗濯シ小サナ

統ハ自分テ修理シマス餘リ大キナホコロビハ給養班長ニ申出マシ

テ修理ニ出シマス

靴二足ヨリ餘計ニアル片ハ

交ル履キマシテ残ノ靴ハ能ク手入ナシテ置キマス

又新シイ靴ヲ受取リマシタラハ先ツコレヲ履キ馴シマス

第四章 服装規則

服装ニ三種アリ ○正装 軍装 零装テアリマス

正装 ○新年 紀元節 天長節 觀兵式及其他儀式ノ片用ヒマス

正装ノ仕方ハ ○第一種帽ニ前立ヲ附ケ、絨衣袴、下襟靴ヲ用ヒ脚袴ヲ袴

ノ下ニ穿キ背囊ニハ外套ヲ蹄鉄狀(〇)ニ附ケマス

軍装ハ ○戰ニ出ル片ヤ大演習小演習及廉アル野外演習ニ用フ

軍装ノ仕方ハ ○第一種帽(前立ヲ附ケス)ヲ冠リ絨衣服ヲ着脚袴ヲ袴ノ

上ニ穿キ水筒ヲツリ背囊ニ外套ヲ附ケ飯盒下携帶器具豫備靴ヲ附マス

但シ時ニ依ツテハ第二種帽ヲ冠リ背囊ニハ毛布ヲ附ケ又雜囊ヲ携帶

スルコカアリマス

略装ハ ○公私ノ別ナク平常着用ス

略装其一トハ ○背囊ニ外套ヲ附ケ絨衣袴ヲ着第二種帽ヲ冠リ脚袴ヲ袴

ノ上ニス

略装其二 ○背囊(外套ヲ附ケス)ヲ負ヒ演習服ヲ着脚半ヲ袴ノ上ニ

シ第二種帽ヲ用フ

略装其三トハ ○

小倉服ハ ○平常屯營内ニ在ル片及練兵等ヲナス片ニ用フルモノトス

第五章 服装及武裝ノ注意

服装ハ軍人ノ容儀ニ關ハルモノナリ故ニ奇麗ニシテ着ナケレハナラヌモ

ノトス

問 帽ヲ冠ル注意ハ

答 左右又ハ前後ニ曲ラヌ様ニシテ前章ハ正シク正面ニ置キマス隊伍ニ

居ル片ニハ服装ノ如何ヲ論セス頤紐ヲ臆ニ掛ケマス

問 下襟ヲ着ケルノ注意ハ
 答 折目ヲ正シク上衣ノ襟ヨリ出ルハ一分ヨリ二分位ニセテハナラズ
 脚絆ヲ着ルノ注意ハ
 問 適宜ニ緊ク之ヲ着ケ脚絆ノ後ノ方カ釣リ上リテ踵カ出ナイ様ニシマ
 靴ノ穿キ方ハ
 問 必ス紐ヲ縮メ踵ハ決シテフミ曲ケナイ様ニ氣ヲ付ケマス
 答 袴留ニ紐又ハ革紐ヲ用ユル所ハ
 問 都テ是等ノ物外ニ出ナイ様ニ縮メマス
 答 時計ヲ携帯スルノ注意ハ
 問 緒及ヒ属具ノ外ニ出ナイ様ニ氣ヲ付ケマス
 帶革ヲ縮ルノ注意ハ
 問 其縮リ方緩スキス銃劍ハ後ノ方廻ヌ様ニシ前金ヲ躰ノ正中ニ置キ胴
 答 ノ皺ハ必ス之ヲ兩脇ニ置キマス
 (但羅紗服ヲ着タトキハ帶革ヲ帶止
 メニ通シ第四第五番目ノ卸ノ間ニ

問 背囊ヲ負ノ注意ハ
 答 其上ノ端ハ肩ト一樣ニシマシテ後ノ方ノ縮革ノ餘チ内ノ方へ折返シ
 又器具ヲ附ケマシタ所ハ其重ミノタメ偏傾ナイ様負革ニテ斟酌シマ
 外套ノ附ケ方如何
 問 之ヲ蹄鉄狀ニ着ケ其背囊ノ下ノ端ヨリ食指ノ大サ程短ニシマス時
 答 トシテ毛布ヲ併セ附ケマス所ニハ毛布ヲ外ニシテ合セ目ヲ向ケ合セ
 背囊ノ釣金ノ位置ハ
 問 躰格ノ大キサテ違マスケレ左ノ廣サガ同様ニシテ躰ノ中央ヨリ
 答 三寸カ四寸位ニナシテ置キマス
 背囊ノ釣革ハ
 問 緩スギズ張リスギスシテ丁度眞直ニナルノガ良シ又止メ卸紐ハ腋下

問

ニ入ルノハイケマセシ
出 征ニハ背囊ニ如何ナル物品ヲ入ル、ヤ
彈藥筒三十發、燕口袋、糲二日分、食鹽二日分、襦袢袴下各一枚、靴
下二足、木綿脚絆、木綿足袋、草鞋一足宛及鑷詰肉八十匁即チ四十匁
入二個ヲ入レマス

第六章

非常警報

問

營内又ハ營外ニ非常ノ事故アル時ハ
風紀衛兵所ニテ非常ノ號音ヲ吹キマス

問

非常ノ相圖アル時兵卒ハ如何スルヤ
銃器ヲ持テ班長ノ引率デ舍前ニ整列シ當番卒ハ各々其場所ニ出マス

問

臨時呼集トハ如何ナルモノナリヤ
演習ノ爲メカ又ハ兵卒カ平素用意ヲ怠ラサルヤ否ヤヲ檢査スルモノ
テアリマス

問

臨時呼集ニハ兵卒ハ如何スルヤ

答

横隊ニ集レノ喇叭ニテ兵卒ハ軍裝ヲナシ(水筒飯盒、豫備靴ヲ除ク)
舍前ニ整列シマス(絨衣袴ヲ着シ夏ナレハ夏衣袴ヲ着ス)

問

營内又ハ營ノ近傍ニ火災アル時ハ
火災呼集ノ號音ヲ吹奏マス

問

火災呼集ニテ兵卒ハ如何スルヤ
銃劔ヲ帶ヒ舍前ニ整列シマス

問

總テ呼集ノ號音アル時兵卒ハ如何心得ルヤ
極靜カニシテ周章セス最モ早ク仕度ヲシテ班長ノ命ヲ待チマス

問

前ノ諸號音ニテ扣兵ノ者ハ
扣兵ハ規定ノ服裝ヲナシ速ク衛兵所ニ向ヒ合ヒ整列シマス

第七章

武器裝具ノ名稱

一

銃ノ名稱

二

銃劔ノ名稱

三

携帶器具ノ名稱

四 背囊屬具ノ名稱
五 彈藥盒及屬具ノ名稱
右ハ實物ニ就テ教授ス

第八章 銃ノ分解結合

銃ヲ分解スル順序ハ

第一銃劍 第二負革 第三遊底 第四木被 第五上帶駐螺 第六上

帶 第七彈倉管 第八過筒坐致ノ駐螺 第九過筒坐致 第十尾筒駐

螺 第十一用心金駐螺 第十二用心金 第十三下帶 第十四銃身

第十五搬筒匙

遊底ヲ脱スルニハ

問 甲駐脚駐螺、乙駐脚、丙遊底、丁遊頭、甲駐脚駐螺ハ銃身上ニシテ銃

ナ水平ニシ横杆ヲ起シ轉螺器ヲ以テ之ヲ脱シ乙駐脚丙遊底ハ銃ヲ水

平ニシテ銃身上ニシ右手ニテ横杆ヲ引キ徐ロニ之ヲ脱シマス

問 木被ヲ脱スルニハ

答 銃身上ニシ右手ヲ以テ木被ノ後端ヲ脱シ後チ前端ニ及ヒ之ヲ脱シ

マス

問 上帶駐螺及上帶ヲ脱スルニハ

答 銃ヲ立テ銃身ヲ左ニシ左手ニテ照星ノ下チ握リ拇指ト食指ヲ以テ上

帶發條ヲ壓シ右手ヲ以テ之ヲ脱シマス若シ銃口蓋ヲ冠シアル片ハ先

ツ之ヲ脱シテ然ル後チ上帶ヲ脱シマス

彈倉管、過筒坐致ノ駐螺、過筒坐致ヲ脱スルニハ

問 銃身上ニシ左手ヲ以テ過筒坐致ノ下ニ就テ銃ヲ支ヘ搬筒匙軸ヲ連

發ノ位置ニ致シ右手ノ食指或ハ木片等ヲ以テ搬筒匙ヲ壓シ座致ヲ脱

シマス

問 尾筒駐螺、用心金駐螺、用心金、下帶ヲ脱スルニハ

答 螺子ヲ緩メ左手ノ拇指ヲ以テ駐帶發條ヲ壓シ之ヲ脱シマス

但シ前床ノ上端ニ於テ照星及前床ニ傷ケサル如ク注意シマス

問 銃身ヲ脱スルニハ

答

銃ヲ左腋下ニ挟ミ銃身ヲ下ニシ左手ニテ照尺ノ下部ヲ支ヘ右手ニテ

問

過筒坐銃室ノ前部ヲ叩キ之ヲ脱シマス

答

搬筒匙ヲ脱スルニハ搬筒匙軸ノ轉把ヲ旋回シツ、之ヲ脱シマス

問

第四以下ノ器具ヲ勝手ニ分解スルモ妨ケナキヤ

答

士官ノ許下アルニ非レバ分解スルコトハ出來マセン

問

諸器具ヲ分解スレバ如何ニ置クヤ

答

順序正シク併列シ置キマス

問

右ノ各目ニ洩レタル器具ハ如何スルヤ

答

決シテ分解セズ其位置ニ就テ掃除シマス

問

結合順序ハ

答

分解ト全ク反對ノ順序ニ致シマス

問

過筒坐銃ヲ結合スルニハ先ツ坐銃後端ノ小駐梁ヲ尾筒ノ背部搬筒匙室ノ後端ニアル駐梁室ニ

嵌メ然ル後チ銃身ヲ上ニシ轉螺器ノ尖端ヲ以テ搬筒匙ノ長孔ヨリ過筒匙發條ヲ壓シ左手ニテ坐銃ヲ其位置ニ致シマス

問

遊底ヲ尾筒中ニ納サムルニハ

答

蹶子、抽筒子、遊頭ヲ集結シ尾筒中ニ納メテ然ル後チ遊底ヲ執リ擊鉄

ヲ上ケ左手ヲ以テ銃把ヲ握リ右手ニ槓杆ヲ執リテ尾筒ニ劇突セザル如ク遊底ヲ尾筒中ニ送り遊頭ヲ強壓シテ全ク結合シマス

注意問

彈倉ヲ脱セズシテ過筒坐銃ヲ分解スルニハ

答

彈倉發條ノ後出スルヲ避ル爲メ右手ノ拇指ヲ以テ押栓ヲ支ヘツ、搬筒匙ヲ壓シ過筒坐銃ヲ脱シ然ル後チ搬筒匙ヲ上ケ匙鼻ヲ以テ押栓ヲ

支ヘ置キマス

遊底ノ分解結合

問

遊底ノ分解順序ハ

答

第一駐脚駐螺 第二駐脚 第三遊頭 第四擊茲發條駐脚 第五擊鉄 第六擊茲 擊茲發條

問 諸器具ハ分解スルニ應シ如何シテ置クヤ

答 分解スルニ應シ順序正シク併列シ置キマス

問 遊底ヲ結合スルニハ

答 結合ハ分解ト全ク反對ノ順序ニ行ヒマス

問 擊莖發條駐脚ヲ脱スルニハ

答 擊莖發條駐脚ヲ脱スルニハ 擊莖發條駐脚ノ兩肩ヲ遊頭兩肢ノ窪部ニ支

ヘ左手ヲ以テ圓筒ヲ握リ強壓シテ擊莖發條ヲ短縮シ右手ヲ以テ駐脚

ヲ旋回シ之ヲ脱シマス

問 遊底ノミヲ分解スルニハ

答 一般ノ分解中第一第二ノ手續ヲ省クソミデアリマス

問 擊莖發條駐脚ヲ結合スルニハ

答 圓筒、擊莖發條、擊莖、擊鉄ヲ集結シタル後チ擊鉄ヲ下シタル位置

ニ致シ油倉ノ蓋把ヲ傾ケサル如ク注意シ脚輪ノ兩肩ヲ遊頭ノ兩肢ニ

支ヘ發條ヲ壓縮シ擊莖ノ螺子部ヲ全ク擊鉄外ニ突出セシメ擊莖發條

駐脚ヲ螺着シ擊莖ノ後端ヲシテ駐鉄ノ後面ト齧頭ナルニ至ラシメ尙
ホ油倉ノ蓋把ハ其適合溝ニ一致スルニ至テ止メマス併シ擊鉄ニ附屬
シタル油倉蓋ハ油倉内ニ油ヲ注入スル時ニアラサレハ脱スルハ出
來マセン

過筒坐鉸分解結合

問 過筒坐鉸ノ分解順序ハ

答 第一過筒坐鉸ノ駐栓 第二過筒橫杆 第三過筒發條テアリマス

尾筒機關ノ分解結合

問 尾筒機關ノ分解順序ハ

答 第一搬筒匙 第二搬筒匙軸發條 第三逆釣發條駐栓、逆釣發條

第四逆釣駐栓、逆釣 第五引金柱駐 引金

問 過筒坐鉸以下ノ諸器具ヲ分解スルモ放ケナキヤ

答 銃工ニ非サレハ分解結合スルハ出來マセン

問 搬筒過軸ヲ結合スルニハ

答

銃身ヲ成ルヘク机^{つくまのうゑ}上ニ置キ照尺^{せふしやく}ヲ上ニシ左手ヲ以テ尾筒ノ下部ヲ握リ右手ニ搬筒^{はんどう}過軸ヲ執リ先ツ其轄把^{てんば}ヲ前ニシテ軸頭^{じくごう}ヲ軸孔^{じくこう}ニ入レ次ニ轉把ヲ四分一下方ニ廻ハシ充分ニ押シ込ミ然ル後四分一後方ニ廻シテ全ク結合シマス

注意問

上帶下帶ヲ分解或ハ結合スル時ハ如何注意スルヤ

答

其摩擦ニ依リ銃身ノ染烘及銃床ヲ損セサルコトニ注意スヘシ

問

下帶ノ螺子ハ緊螺スルモ妨ナキヤ

答

射撃ニ關係ヲ及ホスモノナルカ故ニ之ヲ緊螺セサルヲ良トス

問

轉螺器其他鉄石等ヲ以テ銃ノ諸器具ヲ打ツヲ嚴禁スルハ何ノ爲メカ

答

是レ其器具ヲ毀傷シ我ハ不具合ニ至ラシメサルタメナリ

問

螺子ハ都テ全ク螺定スルヲ要ス之ヲ螺着スルニハ成ルヘク最初ノ二三旋ハ手ニテ旋回スヘシ

答

擊發條駐脚ヲ着脱スル爲メ發條ヲ壓縮シタル時ハ徐々ニ之ヲ伸張セシムヘシ是レ其俄然伸張スル時ハ不慮ノ損傷ヲ來

欠

MISSING

問

遊底ノ各部ハ如何シテ掃除スルヤ

答

乾燥セル布片ニテ丁寧ニ拭フヘシ其各部ノ室及溝ハ軟カナル小木片ニテ掃除シ螺線發條ハ細キ麻布ヲ螺絲間ニ通シ旋回シツ、之ヲ拭フヘシ

問

遊底ヲ掃除シ終レバ其内部ニ塗油シテ結合シマス
抽筒子頭、遊底ノ蓋狀部、擊莖頭、方厚部ノ兩端及擊鉄ノ階段ニハ適宜ニ油ヲ注クヘシ

連發機關

問

關發ハ凡テ如何シテ掃除スルヤ

答

外部ヨリ之ヲ拭ヒ適宜ニ塗油スヘシ必要ノ時ニ非レハ分解シマセン

銃

問

銃床ハ如何シテ手入ヲナスヤ

答

乾キタル布片ヲ以テ拭ヒ而シテ鉄具ノ室ニ錆ヲ殘スルハ僅ニ油ノ染

ミタル布片ヲ以テ之ヲ摩擦スヘシ又降雨ノ爲メ外部ニ粗造ノ面ヲ生
セシ片モ亦然リテアリマス（銃床ニハ亞摩仁油ヲ塗抹シ布片ヲ以テ
充分ニ摩擦シマス

銃劍及銃鍊

問 鏽サレ鉄具ハ如何スルヤ

答 鏽サレ鉄具ト雖モ乾キタル布片ヲ以テ拭フヘシ決シテ磨研紙又ハ磨
粉等ヲ以テ摩擦シテハナリマセン

問 染烘セサル鉄具ノ微鏽ヲ生セシ片ハ

答 小許ノ油ヲ鏽ノ上ニ注キ暫ク其浸潤スルヲ待チ然ル後チ布片ヲ以テ

之ヲ摩擦シマス

問 猶鏽ヲ除去シ能サル片ハ

答 銃工ヲシテ掃除致サセマス

問 銃身、銃莖ヲ掃除スルニハ

答 之ヲ屈曲サル爲メ机上ニ安置シテ摩擦シマス

射撃セサル演習後ノ掃除

問 射撃セサル演習後ノ掃除ハ

答 遊底ヲ開キ洗矢ニ乾キタル布片ヲ通シテ二三回銃腔内ヲ拭ヒ更ニ油

ノ染ミタル布片ヲ以テ之ニ換ヘ然ル後チ銃ノ外部ヲ拭ヒ其鉄部ハ總

テ塗油シマス

問 遊底ハ如何シテ掃除スルヤ

答 分解セズシテ外面ヲ拭ヒ塗油ス若シ雨ニ遇フカ或ハ塵ヲ被リシ片ハ

之ヲ分解シ充分ニ掃除シマス

問 銃ヲ使用セサル片ハ

答 使用セサル片ト雖モ毎ニ之ヲ拭淨スルヲ怠ルヘカラズ凡テ鉄具ハ常

ニ油氣ヲ帶フルヲ要ス故ニ兵卒ハ銃ヲ使用スルニ當リ乾キタル布片

ヲ以テ拭フヘシ

問 染烘シタル鉄具ノ鏽ヲ防クニハ

答 淡ク鑛油ヲ塗ル良トス

銃ノ検査

問

射撃前ニ於ケル銃ノ検査ハ

答一

遊底及連發機關ノ運動宜シキヤ否ヤ

二

銃腔内ニ布片若シクハ外物ヲ留トメサルヤ否ヤ

三

藥室ハ滑ニシテ其口部ニ起縁ヲ生セサルヤ否ヤ

四

抽筒子頭ノ室ハ充分清潔ナルヤ否ヤ

五

尾筒及遊底ノ螺狀部ニ油ヲ滴シアルヤ否ヤ

問

射撃後ニ於テノ検査ハ

答

銃ニ裝填シアラサルカ 彈倉内ニ藥筒ノ殘留セサルカヲ検査シマス

第十章 検査

検査ノ種類

○武裝検査 細密検査 整裝検査 清潔検査ノ四ツテアリマ

武裝検査トハ

○聯隊中ノ武裝ヲ一様ニスルタメ聯隊長カ検査スルモノト

ス

細密検査トハ○武裝被服其外物品ノ細カナル部分マテ其手入ヤ保存ノ良

否ヲ検査スルモノトス

整裝検査トハ○兵器被服ノ着裝ヲ検査シマスコレハ週番中隊長カ聯隊長

ノ命ヲ受ケテ行ヒマス

清潔検査トハ○舍内ヤ武裝被服諸品物ノ手入保存清潔ノ良否ヲ土曜日午

后行ヒマス

第十一章 使役

當番卒ヲ別テ幾種アルヤ

答 十一アリマス

一旅團當番 二聯隊當番 三大隊當番 四醫務室當番 五士官室當

番 六曹長室當番 七舍内當番 八炊事浴室當番 九物干當番 十

酒保及將校集會所當番 十一臨時當番(増役)

從卒トハ

將校ノ使用ニナル兵卒ヲ云フ

問 當番卒服務中ノ心得ハ如何
答 平素自分ノ体力ト智慧ノアルナシト志操ヲ試験サル、者ト心得勉強
シテ服務セテバナラヌモノデアリマス。

問 第十二章 外出ノ定期
答 日曜其他ノ休業日外出ヲ許サル、時ハ歸營ノ時限ハ如何
夕食前迄ニ歸ラテハナラヌ

問 其外出ノ服装及ヒ携帶品ハ
答 第二種帽ヲ冠リ帶革ニ銃劍ノミヲ通シテ上衣ノ上ニ縮メ手帖ヲ持マ
ス外套ヲ着テ右腋下ニ掛ケマス又雨天等ニテ脚絆ヲ穿クハ之ヲ袴ノ上ニ

問 着マス(新年 新年宴會 紀元節 天長節)ニハ第一種帽ヲ冠リマス
答 (前立ヲ除ク)
公用ニテ外出スル時ハ
公用印鑑ヲ持テ出マス

問 答

第十三章 休暇規則

問 現役兵ハ休暇省等ヲ許サル、事アルカ
答 勤務ノ慰勞ヤ精勤ノ褒賞等ニテ休暇ヲ許サレマス又父母ノ重病ヤ死
亡等デ己ムヲ得サルハモ願ニ依リ許サル、事ガアリマス

問 慰勞、褒賞、請願ノ玉テアリマス
答 慰勞褒賞ニシテ外出ヲ許サル、ハ歸營ノ時限ハ

問 日夕點呼前迄デス
答 褒賞休暇ハ如何ナル者ニ賜フカ
行狀方正勤務ニ勉勵シ諸技藝ニ熟達シ隊中衆人ノ手本トナル者ニ賜

レマス
其日數ハ

問 一ヶ月ニ一日デス
答 慰勞休暇ノハ營内ニテ晝食ナサ、ルハ

問 答

答 食料ヲクレマス

問 休暇ヲ得テ二十四時間以上外出スルハ服装及ビ携帯品ハ
手帖ト免許証ヲ持チ第二種帽及絨衣袴(夏期ナレハ夏衣袴)脚絆ヲ着
シ銃劍ヲ帶ビ外套ヲ以テ出マス

第十四章 褒賞

善行証書ハ如何ナル者ニクレルカ

現役中行狀方正技藝ニ熟達シ殊ニ勉勵セシ者ニ退營ノ片賜リマスル
射撃ノ徽章四種アリ如何

問 答 第一種(下士卒ノ特別射手ニ與フ聯隊ニ三個)第二種(一等射手ニ與
フ各大隊下士ニ二個各中隊兵卒ニ一個トス)第三種(二等射手ニ與フ
各中隊ニ六個トス)第四種(三等射手ニ與フ各中隊ニ一個トス)

第十五章 勳章ノ種類及起因

勳章トハ如何ナルモノナリヤ

問 答 平時テモ戰時テモ功績ノアリタル者ニ

天皇陛下ヨリ賜ハル、名

譽ノ章表テアリマス

問 答 勳章ニ何種アリヤ

六ツアリマスソレハ菊花章(二等)旭日桐花章(一等)旭日章(八等)瑞
寶章(八等)金鷄章(七級)寶冠章(五等)

問 答 菊花章トカ旭日章トカハ如何ナルモノニ下サルカ

平時テモ戰時テモ勳功アルモノニ賜ハリマス、

例ヘハ忠勇ノ事ヲナシテ他人ノ手本トナルモノ 四度戰役ニ出タモ
先登シテ功ヲナシタルモノ 敵ヲ殺シテ功アル者等ナリ

瑞寶章ハ

永イ年勤メ戰時ニ骨折テ手柄アルモノニ賜ハル

問 答 金鷄章ハ

戰爭中特別テ大キナ手柄アルモノ
例ヘハ敵ノ軍旗ヲ奪ヒ取タトカ 上官ノ危難ヲ援タトカ 敵ノ大將
ヲ生捕タトカ 敵ノ中ヲク、リツテ使ニ行ナドノ手柄アルモノニ

問 下サル
答 寶冠章ハ
問 婦人ノ勳功アルモノニ賜ハル
答 從軍紀章ト云フモノアリ如何ナルモノニ賜ハルカ
問 外國征伐ニ出タルモノニ賜ハルモノ
答 憲法發布紀念章ハ
問 明治二十三年ノ憲法發布式ノ場ニ出タ人ニ賜ハル
答 第十六章 疾病
問 病氣ノ種類如何
答 就業半休全休入院ノ四ツデアリマス
問 就業トハ
答 藥ハクレテモクレナクテモツノ日ノ課業ヲセテハナラナイモノ
(操練ヲ他ノ勤勞ニ替ヒ又ハ學術科ノ一ヲユルスモノモ其内デアリ
マス)ヲ申ス

問 半休トハ
答 ツノ日ノ業ヲ免シ舍内デアスマスルモ寢臺ニハ就カシメナイ者ヲ申
問 全休トハ
答 休養室ニ入ル者ヲ申シマス
問 入院トハ
答 病院ニ送ラル、者ヲ申シマス
問 壹等症トハ
答 公務上ヨリ起ツタ病氣ヤ傷痍ヲ申シマス (自己ノ失誤ヨリ起ツタ者
ハ此限ニアラス)
問 貳等症トハ
答 自然起ツタ病氣デス (此病氣ニ罹タモノハ給料)
問 自然起ツタ病氣デス (十分ノ五丈ケ引カレマス)
問 三等症トハ
答 自分ノ不養生トカ不品行ヨリ起ツタ病氣ヲ申シマス (此病氣ヲ患ツ
タモノハ給料)

十分ノ八丈ケ
引カレマス

第十七章

陸軍刑法摘要

陸軍刑法ハ軍紀ヲ維持シ軍隊ノ安寧ヲ保護スル爲メ別段ニ設ケタルモノ
ニテ普通ノ刑法ニ比スレハ頗ル嚴重ナルモノナリ軍人タルモノハ此刑法
ニ觸ル、様ナ悪イコトヲシテハナラヌ若シ一度刑法ニ觸ル、其ハ其名
譽ナル次第ハ讀法ノ終リニアル通テアル

問 軍人カ敵ノ爲メニ利益ニナル様ナ事ヲスル其罰ハ

答 大抵死刑ニナリマス(死刑トハ銃ニテ撃チ殺サル、一テアリマス)

問 軍人カ上官ノ命令ニ抗シ又ハ服從セナイモノハ

答 戦時ニハ死刑ニナリマス平時テモ禁錮ニナリマス(禁錮トハ監獄
ノ禁錮場ニ入レタル、一)

問 軍人カ上官ニ向ヒ兇器ヲ用ヒ暴行ヲナス其ハ

答 死刑ニナリマス

問 哨兵ニ對シ暴行ヲナスモノハ

答 禁錮ニナルカ遠キ島へ流サレマス

問 軍人戰場ニテ負傷人ノ衣服ヤ財物ヲ奪取タモノハ

答 死刑カ重懲役テアリマス

問 哨兵ヤ衛兵カ妄ニ銃砲ヲ發ツモノ

答 禁錮

問 軍人上官ヲ罵詈シタリ侮タリシタルモノハ

答 二年以下ノ禁錮ニナリマス

問 軍人哨兵ヲ罵詈シタリ侮リタリシタルモノハ

答 一年以下ノ禁錮ニナリマス

問 哨兵擅ニ其守地ヲ離ル、モノハ

答 敵ノ前テアツテハ死刑ニナリ平常ナラハ一年以下ノ禁錮

問 軍人政治ニ關ハルヲ講談論說シタルモノハ

答 三年以下ノ禁錮

問 軍人敵ニ奔ルモノハ(降參スルモノ)

死刑

斥候偵察ニ出テ詐僞ノ報告ヲナシ又ハ命令ヲ詐リ傳フルモノハ

五年以下ノ禁錮

軍人カ屯營ヲ猥リニ離レ六日以上ヲ過クルモノハ

禁錮

第十八章 懲罰令摘要

懲罰トハ

軍人カ故意不注意懈怠過失ヨリナシタル輕イ罪テ刑法ニ當ラナイ者

ヤ身ノ行カ不始末テアルモノヲ懲戒スル爲メニ設ケラレマシタ罰

デアリマス

惡イコヲ貳個以上一度ニスルハ如何罰セラル、カ

兩方共其罰ヲ課ラレマス

兵卒ハ如何ヲ罰ヲ課ラル、カ

重營倉輕營倉ナリ

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

重營倉トハ如何ナル罰カ

都テ故意ノ犯罪ニ該ルモノヲ罰スルモノヲアリマシテ寢具ヲ與ヘズ

食物ハ飯盥及ヒ水ノミヲ給ス

輕營倉トハ如何ナル罰カ

疎虞懈怠過失ノ犯罪ニ當ルモノヲ罰スルモノニテ寢具及ヒ食物ハ平

常ト違ヒマセヌ

苦役トハ

重營倉一日ハ苦役三日 輕營倉一日ハ苦役二日ニ換ヘラレマス

諸卒ハ滿罰ノ后佩劔ヲ禁セラル、コアルカ

犯行ノ情狀ニヨリ禁セラル、コアリ

重營倉ノ罰ヲ受クレバ日給ハ如何

日給十分ノ八ヲ引カレマス

輕營倉ノ罰ヲ受クルハ

日給十分ノ六ヲ引カレマス

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問 重營倉ニ入レラル、モノ勤務演習ハ如何

答 重營倉ニ入レラル、モノハ演習ニモ勤務ニモ外へ出ルコトハ出来マセ

ノ輕營倉ハ演習ニハ出テレマスケレモ勤務ニハ出テレマセヌ

問 滿罰ノルハ

答 中隊長殿ノ前ニ行キ今日ヨリ后決シテ悪キコトセヌト云フコト申述
ヘマス

第十九章 衛兵勤務

問 衛兵ノ名ハ如何

答 儀仗衛兵 衛戍衛兵及ヒ風紀衛兵

問 儀仗衛兵トハ

答 兩陛下ノ行在所皇族ヤ將官ノ旅館ヲ守ル者テアリマス

問 衛戍衛兵トハ

答 衛戍地ヲ靜ニシ官省倉庫ヲ警備モノテアリマス

問 風紀衛兵トハ

答 風紀衛兵トハ

問 營内ヲ靜ニシ定則ヲ嚴重ニ守ラシムル者テス

答 風紀衛兵ノ任務ハ

問 營中一般ノ風紀ヲ維持シ内外ノ用慎ヲナス者テアリマス

答 衛門出入ノ軍人ニハ如何ナルコトナ氣ヲ附ルカ

問 軍人ノ態度ヤ服裝等其法ニ違フ者アルルハ之ヲ正シマス

答 衛兵ヲ務ル中服裝及武器ニ就テハ如何注意スヘキカ

問 服裝ヲ正シ武器ヲ清潔ニシマス

答 衛舎ニ於テ禁セラル、件ハ

問 衛舎ヲ發ス一物品ヲ取亂ス一司令ノ許可ナク妄リニ衛舎ヲ離ル、一

故ナク衛舎ノ前或ハ銃架ノ近傍ヲ徘徊スルコト等ナリ

問 衛兵ハ睡眠ヲ許サル、カ

答 夜ニ入レハ其若干名ニ假 睡ヲ許サル、ト雖モ速ニ銃前ニ集リ得

ルノ準備ヲナシテ寢ルモノデス

問 歩哨ハ如何シテ其任務ヲ果スカ

答 何様ノ場合デモ身命ヲ棄テ其任務ヲナシマス故エ誰テモ歩哨ノ守則
 ヤ規則ニ違フテ許サス嚴ニ之ニ從ハセマス
 問 歩哨ハ人ニ守則ヲ告ルモ妨ケナキカ
 答 巡察ノ將校下士衛兵司令若クハ其下士及ヒ上等兵ニアラサレハ語
 ルヲ得ス
 問 歩哨交代ノ片ハ
 答 上番ノ歩哨ハ其守地ニ於ケル特別ノ守則ヲ受ケ又物品ノ破損紛失等
 ナキヤヲ檢査シ若シ之レアラハスクニ誘導ノ歩哨掛ニ申出ベシ
 問 歩哨ハ常ニ哨舎内ニ在ルカ
 答 雨雪ノ片ハ其ノ哨舎ニ入ルヲ出來マスサレモ不意ノ事變發生シ或
 ハ哨舎ヨリ充分見ヘナイ片又ハ敬禮ヲ行フ片ハ哨舎ノ外ニ出マス
 問 歩哨哨地ノ外ニ行動コトが出來ルカ
 答 三十歩以内ニ動クコトカ出來マス
 問 歩哨守地ニ在テ如何ナルコトヲ禁セラルカ
 答 歩哨ハ雨覆ヲ以テ頭ヲ覆フヲ得ルカ
 問 如何ナル時テモ頭ヲ覆フコトハナラヌ
 答 第三編 第一章 地物利用
 問 地形ヲ利用スルハ何ノ爲メカ
 答 戰鬪ニ勝利ヲ得ル爲メノ手段デアリマス
 問 遮蔽物トハ如何
 答 身体ヲ運動シテ損傷ヲ少クスルモノデアリマス
 問 敵ノ彈ヲ防グノ出來ヌ遮蔽物ノ種類ハ
 答 木ニテ造リタル家收穫物生離敷茂リタル作物デアリマス
 問 此ノ様ナ遮蔽物ハ如何ナル時ニ用ユルカ
 答 戦ヲスル時ニ運動ヲ匿ス爲ニ用イマス
 問 敵ノ眼ト彈トヲ同時ニ遮ルモノ、種類ハ

答 物ニ倚リ掛リ又ハ腰ヲ掛ケ又ハ歌フタリ烟草吹フタリ人ト談話スル
 等怠惰ノ舉動ハ嚴ク禁シテアリマス
 問 歩哨ハ雨覆ヲ以テ頭ヲ覆フヲ得ルカ
 答 如何ナル時テモ頭ヲ覆フコトハナラヌ
 第三編 第一章 地物利用
 問 地形ヲ利用スルハ何ノ爲メカ
 答 戰鬪ニ勝利ヲ得ル爲メノ手段デアリマス
 問 遮蔽物トハ如何
 答 身体ヲ運動シテ損傷ヲ少クスルモノデアリマス
 問 敵ノ彈ヲ防グノ出來ヌ遮蔽物ノ種類ハ
 答 木ニテ造リタル家收穫物生離敷茂リタル作物デアリマス
 問 此ノ様ナ遮蔽物ハ如何ナル時ニ用ユルカ
 答 戦ヲスル時ニ運動ヲ匿ス爲ニ用イマス
 問 敵ノ眼ト彈トヲ同時ニ遮ルモノ、種類ハ

答 塙壁、ヤ土、石ノ高マリタルモノテアリマス

問 此ノ様ナ遮蔽物ノ用ヒ方ハ

答 右ノ端ニ據テ敵ニ身体ヲ見ラレヌ様ニシテ射撃ヲスルカ又ハ上端カ

問 ラ射撃シマス

答 市街ノ内ニテハ何方ノ家ニ據ルカ

問 左ノ方ニ在ル家ノ隅ニ據リマス

答 堆土ヤ溝又ハ畝ノ后ニ在ル片ハ

問 膝姿ヤ伏臥ヲシテ射撃ヲ致シマス

答 頂界線ニ據ルニハ

問 小シ後ロノ方ニテ何時テモ敵ノ方ノ見ヘル處ニ居リマス

答 遮蔽物ニ據ルノハ何ノ爲メカ

問 視テ能クシテ敵ヲ射撃シ身ヲ隠シテ敵ニ近ツク様ニスル爲デアリマ

問 森ノ縁ニ壕モ土堤モナク敵ノ大砲ノ恐レガアル片ハ

答 森ノ端ニアル木ノ后ニ據リマス

問 モシ敵ノ大砲ノ心配ナキ片ハ

答 林ノ縁ノ後ロニ二三米突ノ所ニアル樹木ノ後ニアツテ能ク前ノ方ノ土

問 地ノ見ヘル所ニ居リマス

答 木ノ後ロニ據ル片ハ

問 銃ヲ木ノ枝ニ托セテ照準ヲ確カニ致シマス

答 大キナ木ニ據ル方法ハ

問 左ノ前臂ヲ幹ニ付ケテ銃ヲ掌ノ内ニ托セマス

答 木カ少サイ片

問 左ノ掌ヲ木ニ附ケ銃ヲ親指ト人差指トノ間ニ持セマス

答 塙ヤ壁ヲ用ユルニハ

問 壁ガ高ケレバ頭ヲ毀チ又壁カ甚ダ高イ片ニハ階段ヲ拵ヘタリ銃眼ヲ

明ケマス(銃眼トハ銃ヲ出ス穴ヲ云フ)

問 據ルノデキヌ遮蔽物ハ

答

射撃が出来ナイカ又ハ容易ク越スノ出来ナイ者デアリマス

問

掩堡ニ據ル方法ハ

答

左リノ臂ヲ煙徑ニ寄セルカ右足ヲ后ニヤリ身体ヲ内平ニ附ケルカ又

問

兩肘ヲ煙徑ニ附ケ銃ハ胸ノ上ニ置キマス

答

平ラナ土地テ何モ身ヲ隠スモノガナイトキ散兵如何スルヤ

問

ソノ片ハ伏臥マス

答

第二章 方位學

問

方角ヲ識ルニ三アリ如何

答

其一太陽ニテ知ル

問

其二極星ニテ知ル

答

其三磁石ヤ時計ニテ知ルテアリマス

問

太陽ニテ北ヲ知ルハ

答

正午太陽ヲ後ニシテ立チマシタトキ其身体ノ影ノ生タル方ハ北テアリマス

第三章

地形ノ識別

問

午前九時午后三時ニハ太陽ハ何方ニアルヤ

答

九時ニハ東南ニ三時ニハ西南ニ在リマス

問

極星ハ何處ニアルヤ

答

大熊星ノ端ニアル二星ヲ通シテ線ノ上ニテ其二星ノ距離ノ五倍

問

許ノ所ニアリマスユノ星ガ眞北テアリマス

答

時計ニテ方角ヲ知ル法

問

自分ノ影ト短針トヲ重ナラセ此短針ト十二時トノ間ヲ等分ニス

答

線ヲ引キ伸シタ方ガ北テアリマス

問

磁石ニテ南北ヲ知ルハ

答

磁石ヲ平ニシ針ノ青イ方ハ北テアリマス

問

北ヲ知レハ其他ノ方角ヲ知ルニハ

答

北ニ向ヒテ自分ノ右手ノ方ガ東左ノ手ノ方ガ西背ノ方ガ南テアリマ

ス

問 陰蔽地トハ
答 森林 家屋 叢樹 圍墻耕作物等ノ爲メ視通ノ出來ナイ土地ヲ申
シマス
問 做開地トハ
答 遠ク視通ノ出來ル土地ヲ云ヒマス
問 平坦地トハ
答 高低ナク土地が眞平ナル地面ヲ云ヒマス
問 不齊地トハ
答 高低アリテ波ノ形ヲナス土地ヲ云ヒマス
問 平原トハ
答 地面が做開廣原ヲ申シマス
問 高地トハ
答 土地ノ高ク廣イ處ヲ云ヒマス
問 丘卓トハ

問 孤立ノ 隆タル地ヲ謂ヒマス
答 堆土トハ
問 地ノ小ナ高マリヲ云フ
答 高平原トハ
問 山ノ頂ニアル平地ヲ云フ
答 頂界線トハ
問 山ノ降り口ヲ申シマス
答 山頸トハ
問 二ツノ山カ半服ニテ交ハリタル處ナリ
答 隘路トハ
問 橋 土堤 谷間又ハ田中ニアル道路等ニテ軍隊狹イ正面ヲナケレハ
通ホルノテキナイ所ヲ申シマス
問 右岸又ハ左岸トハ
答 川下ノ方ニ向ヒ其右ノ方ヲ右岸ト謂ヒ左ノ方ヲ左岸ト云フ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

問 淺清トハ
 答 川ノ水カ浅クシテ向ヒノ岸ニ渡ルコノ出來ル場所ヲ云フ
 問 鑿開道トハ
 答 高キ處ヲ切り下ケテ作りタル道テ兩側ノ地ヨリ低キモノデス
 問 築堆道トハ
 答 土ヲ積ミテ作りタル道デ兩側ノ地ヨリ高キモノヲ云フ例ヘハ土堤ノ上ノ道ノ如シ
 問 鐵道トハ
 答 瀛車又ハ馬車ノ通ル様ニ鐵條ヲ路ノ上ニ敷キタルモノヲ云フ
 問 隧道トハ
 答 高キ地ノ下ニ穴ヲ明ケ人ヤ車ノ通ル道路ヲ云フ
 問 道路ノ交叉点トハ
 答 澤山ノ道カ集マリタル處ヲ云フ(四辻ヤ三辻ノ如シ)
 問 四本ノ道カ集マツタノヲ何ト云フカ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

問 十字路ト申シマス
 答 三本路ノ集ツタノヲ何ント云フカ
 問 三又路ト言フ
 答 停車場トハ
 問 旅客又ハ荷物ヲ積ミ卸シスル爲メ瀛車ノ停マル處ヲ言フ例ヘハ姫路停車場ノ如シ
 問 森林トハ
 答 樹木ノ生ヒ茂ル處ヲ申シマス
 問 並樹トハ
 答 道路ノ兩側又ハ一側ニ木ヲ植ヘ並ベタル者ヲ謂ヒマス
 問 市街トハ
 答 姫路トカ東京トカ繁華ナル地ヲ謂ヒマス
 問 村落トハ
 答 二三十軒ヤ又ハ二三百軒モアル村ノコトデス

問

塙トハ

答

土又ハ石或ハ煉火石等ニテ土地ノ境ヲツケタル塙ヲ謂ヒマス
籬笆トハ

問

土地ノ境ニ植ヘタル竹又ハ木ノ垣ヲ云フ

答

第四章 前哨

問

前哨トハ

答

休憩ナル軍隊ヲ掩護スル爲メニ出ス部隊ヲ云フ

問

前哨各線ノ名稱ハ

答

歩哨又ハ下士哨小哨又ハ獨立下士哨 前哨中隊 前哨本隊トハ

問

歩哨トハ

答

單哨ヤ複哨ヲ申シマス

問

單哨トハ

答

一人守地ニ居ルモノヲ謂フ

問

複哨トハ

答

二人一地ニ居テ看守スルモノヲ云フ

問

下士哨トハ

答

下士一人兵卒六人一地ニ居リ内二名ツ、前方ニ出テ看守スルモノナ

問

查哨トハ

答

通行ヲ許シタル路ニ在ル下士哨ニテ通行人ヲ検査スルモノデス

問

獨立下士哨トハ

答

前哨本隊又ハ前哨中隊ヨリ場合ニヨリ肝要ナル地ニ出スモノデス

問

小哨及ヒ獨立下士哨ノ番号ノ付ケ方ハ

答

相通シテ右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ヘハ第一小哨第二獨立下士哨ノ

問

如シ

答

歩哨ノ番号ノ唱ヘ方ハ

問

複哨下士哨ニ論ナク右翼ヨリ番号ヲ付ケマス例ヘハ第一歩哨第二下

答

士哨第三步哨ノ如シ

其一 歩哨ノ任務

問 歩哨ノ任務ハ
 敵ノ動靜ヲ觀テ異狀ヲ知ラスノガツトメデアリマス
 歩哨ノ居所ハ
 身ヲ遮蔽物ノ后ニ置キ頭バカリテ出シ武器又ハ身体ヲ動サズ敵ヲ見
 敵ニ見ラレヌ様ニシテオリマス
 若シ樹木草葉等展望ヲ遮ルルハ
 之ヲ取り除ケマス
 復哨ハ如何ニシテ警戒ヲナスヤ
 復哨ハ二名守地ニ在テ看守シ内一名ハ時々蔭蔽地等ヲ見廻リ隣リノ
 歩哨トノ連絡ヲシマス
 其行動ノ一名ハ何ト云フカ
 動哨
 問 歩哨交代ノ時ハ如何コトヲ申シ送ルヤ

答 新舊兩歩哨トモ敵ニ向ヒテ併ヒ自分ノ見タリ聞タリシタ事ヤ前ニ受
 ケタ守則又ハ近傍ニアル道路距離等勤務ニ利益アル事ハ皆申送ルヤ
 問 歩哨交代ヲナシ小哨ニ飯レハ
 答 自分ノ立ッテ居タ片ニ出來タ事柄ヲ小哨長ニ報セマス
 問 歩哨銃劔又彈藥筒ハ如何
 答 銃劔ハ夜間ノミ着彈藥筒ハ常ニ裝填マス
 問 歩哨ハ敬禮ヲナス乎
 答 敬禮ヲシマセメ何ナレハ敬禮ノ爲看守ヲ誤ル恐カアルカラデス
 問 銃前哨トハ如何ナルモノカ
 答 小哨ヤ前哨中隊ナトチ直接ニ守ル單哨(或ハ複哨)ヲ申シマス
 問 銃前哨ハ敬禮ヲナスカ
 答 否敬禮ヲシマセン故ニ上官有來テモ執レ一銃ト云ヒマセン
 問 歩哨若シ上官ニ尋問セラレシ片答ヘ方ハ

答 看守ヲ怠ル只婆勢ヲ正シ答ヒマス決シテ上官ノ方ニ向キマセヌ

其二 前哨線ノ出入

歩哨線ノ出入ハドクナモノニ許スヤ

我軍ノ將校密集部隊斥候及傳令使ノミデアリマス其外ノモノハ査哨

ノ方ニ遣ル

歩哨ノ差圖ニ從ハナイモノハ

射撃シマス

其三 降參人

降參人來片ハ

此哨線ヨリ百米突計リ前ノ處ニ停ラセ武器ヲ下ニ置カセ乘馬ノモ

ノハ其腹帶ヲ解カセ査哨ノ方ニ遣ル

査哨ノ復哨ニ在テハ

后口ニ居ル査哨長ニシラセマス

其動作ヲナサシムルニハ

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

問

答

言葉ヤ手眞似ヲ用イマス

其四 軍使

軍使ハ如何シテ來ルヤ

敵ノ一將校僅カノ兵ヲ連レ白旗又ハ白布ヲ揚又ハ記号ヲシナカラ來

マス

其取扱方ハ

査哨ノ方ニ遣ル

査哨ノ復哨ハ

歩哨線前若干ノ地ニ停トメ直チニ后ノ長ニ報ラセマス

査哨ノ下士ノ來ル迄ハ

軍使之ニ從フ兵卒ハ其地テ外方ニ向カセマス

歩哨ハ軍使ト對談スルモ良キヤ

彼ト對談ハ決シテナリマセヌ

其五 敵ノ發見

問 歩哨ハ敵兵近ツクハ
答 記号テ之ヲ小哨ニ通知スルカ又ハ復哨ノ一名カ走テ之ヲシラセマス
他ノ一名ハ其場所ニ居テ成ル丈ケ身ヲ匿シ看視ヲ怠ツテハナリマセ

ヌ

問 然ラハ敵兵愈々近クハ
答 二三度急射撃ヲナシテ警報シマス

問 歩哨優勢ナル敵ニ逐レタ片退却スルニハ
答 我小哨ニ退却スル爲メ必ス迂路ヲシテ歸リマス

其六 夜間勤務

問 夜歩哨ハ眼ト耳ト何レヲヨク使フカ
答 夜ハ眼ヨリ耳ヲヨク使ヒマス

問 歩哨ハ頭ヲ包ミテ良キカ
答 敵ノ近接ノ響音ヲ容易ク聽キ取ラン爲メ頭ヲ包ムトハナリマセヌ

問 夜方角ヲマチガエナイヨウニスルニハ如何ナル手段ヲナスカ

答 敵ノ近接ノ響音ヲ容易ク聽キ取ラン爲メ頭ヲ包ムトハナリマセヌ
夜方角ヲマチガエナイヨウニスルニハ如何ナル手段ヲナスカ

答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

畫ノ間ヨリ看視スヘキ方ニ高クシテ動カナイ標点ヲ撰ミ置キマス

問 夜歩哨ノ傍ニ來ルモノアレハ
答 銃ヲ構ヘテ止レト呼ビマス

問 三度呼テモ止サレハ
答 射撃シマス

問 止ル片ハ
答 誰カト問ヒマス

問 疑ハシキ者ハ
答 查哨ノ方ニ遣リマス

問 夜間歩哨線ノ出入ヲ許スモノハ誰カ
答 晝ニ許スモノハ夜間モ亦之ヲ許シマス

問 歩哨線上ニテ射撃ノ聲ヲ聞シハ
答 最モ近い復哨ノ一名其方向ニ往テ其原因ヲ見届ケマス然レトモ遠ク

進ミマセヌ

進ミマセヌ
最モ近い復哨ノ一名其方向ニ往テ其原因ヲ見届ケマス然レトモ遠ク

問

二名共其守地ヲ離レテ良キカ
何時ニテモ兩名同時ニ其守地ヲ離レテハナリマセヌ

問

夜歩哨カ互ニ出會タ片ハ

答

記号ヤ暗号ニテ互ニ識リ別ケマスル

其七

小哨及前哨中隊

問

小哨ノ任務ハ

答

歩哨ヲ派出シテ見張ヲナシ敵襲ニ當テ最初ノ抗拒ヲナシマス小哨ノ
兵ハ命令ニ依背囊ヲ卸ス然レドモ彈藥盒帶草及水筒ハ之ヲ身ニ纏フ
長官小哨ニ來ル片ハ兵卒ハ依然休憩シアルヘシ

問

前哨中隊ノ任務ハ

答

小哨ヲ出シ敵襲ニ當テ之ニ増加シ或ハ其敗ル、ニ當テハ之ヲ收容シ
テ敵兵ヲ防キ過ムルニ任ズ前哨中隊ノ兵ハ背囊ヲ卸ス然レトモ一部
ハ又銃線ノ側ニ在リテ戰備ヲ怠ル可ラズ而シテ一人ト雖モ許可ナク
施行スベカラス

其八

斥候

問

斥候ノ任務ハ

答

敵方ノ土地ヲ搜索シ敵ノ様子ヲ觀察モノテス

問

斥候行進ニ專ラ用儀スル件々ハ

答

互ニ談話セヌ一煙草ヲ吹ハヌ一常ニ身ヲ隠シテ行進一足音ヲサセヌ

問

一ヲ務メ又能ク地形ヲ記憶シマス

答

晝ハ如何ナル地物ニ據テ進テ捜カ
ナルタケ生籬阻塙凹道等ヲ潜ミ行キ又ハ森林等ニ潜伏テ敵ノ様子ヲ

問

見マス

答

夜又ハ霧深キ片ノ行進ハ

問

成丈低キ地ヲ通り屢々停ツテ耳ヲ地面ニ傾ケ音響ヲ聞キ其怪キ足音

答

ヤ蹄音ヲ聞ク片ハ身ヲ隠シテ之ヲ捜シマス

問

斥候山ヲ搜索ニハ

答

一名ヲ登ラセ其山ノ上ニ敵ノ有無ヲ見サセ一名ハ其后ニ跟テ行キ他

問 八山麓ニ在テ八方ヲ見テ居リマス異狀ガナケレハ續イテ進ミマス

答 敵兵ノ行進ヲ見タレハ成ル丈ケ隠レテ之ニ目ヲ注ケ敵兵ノ多イカ寡ナイカ又其敵ノ行目的ヲ知ル一ガ肝要テアルカラ射撃ハシマセン

問 之ヲ報告スルニハ

答 敵ニ見ラレナク退却一カ出来レバ其一名ヲシテ速ク報告マスカ又ハ記号ヲ以テ報セマス

問 敵ノ歩哨或ハ斥候ニ認ラレタレハ

答 速ニ身ヲ隠シナルタケ争鬪チセズ若シ誰カト問ハレテモ成ルヘク返答シマセヌ

問 敵ノ伏兵ニ遇フカ或ハ敵多ノ敵ニ出遇タレハ

答 各自ニ散リ離レ生捕ニナラヌ様ニシテ前ニ定テ置タ集合点ニ歸リマス

問 斥候敵ヲ射撃スルハ何ナレカ

答 斥候敵ヲ射撃スルハ何ナレカ

問 斥候歩哨線ヲ通ルハ如何スルヤ

答 其近邊ノ歩哨ニ其行ク方向ヲシラセ歩哨ノ監視ノ區内ニ於テ敵ノ容子ヲ質問シ又ハ告知マサル

問 斥候互ニ相出會フハ

答 互ニ見聞シタル事ヲ話シ合マスモシモ夜ナレハ互ニ記号ヲ用ヒテ識別ス

問 斥候行進中展望ニヨリ地物ニ差掛レハ

答 早速之ニ登リマシテ諸景況ヲ觀察スヘシ

問 斥候村落ヲ通ラナケレバナラヌ時ハ

答 先ツ外部カラ其内部ノ狀況ヲ見テ其情報ヲ確メテカラ通リマス

問 敵ノ方ヨリ來ルモノニ遇フタレバ

答 其者ニ敵ノ容子ヤ道路ヲ尋チマス

問

敵ノ行軍縦隊ヲ見タ井ハ

答

其兵種ヤ列數ヲ觀テ縦隊ガ某一点ヲ通り越ス時間ヲ以テ其兵數ヲシ

問

リマス大抵歩兵一中隊ハ四列ナレバ一分時間デアリマス

答

敵ノ占領スル陣地ヲ熟視スルマテハ販ルヲガデキマセヌ

其九 巡察

問

巡察ノ任務ハ

答

歩哨ノ勤惰ヲ視察シ隣ノ小哨トノ連絡ヲ保チ又場合ニヨリ歩哨ヲ援

フコトアリ

第五章 行軍

行軍トハ軍隊ガ一地ヨリ一地ニ轉スルタメ行進スルヲ云フ

行軍ニ二種アリ旅次行軍ト戰鬪行軍ナリ

旅次行軍ハ敵ト甚ダ遠隔シアル井行フモノナリ

戰鬪行軍ハ敵ト近接シタル井警戒ヲ嚴重ニシテ行進スルモノナリ又

之ヲ警戒行軍トモ云フ

其一 行軍前及ビ行軍中ノ注意

問

行軍出發前ノ注意ハ

答

出發前能ク靴ニ油ヲ塗り銃ノ手入ヲナシ殊ニ雨天ナレバ鐵ノ部ニハ

ヨク油ヲ塗ル

問

雨天ノ井紙又ハ布片ヲ銃口ニ填メ銃口栓ニ代用スルモ妨ケナキカ

答

不可ナリ雨ノ漫漶ヲ防ガントシテ却テサビガ出ルモノデアリマス

問

靴ヲ背囊ニ着ル注意ハ

答

右足ノ靴ハ右ニ左足ノ靴ハ左ニカタク付ケマス

問

水筒ノ掛方ハ

答

左肩背囊負革ノ下ヨリ右腋下ニ掛ケ其后ノ方ノ革ハ帶革ノ下ニ前

問

ノ方ハ帶革ヨリ外シ置ク

答

行軍中行進ノ注意ハ

問

常ニ道路ノ片側ヲ明ケ傳令騎兵ノ通行ヲ妨ケヌ様ニセテハナリマセ

問 行軍中銃ノ掛方ハ
 答 兵卒ノ隨意デアリマスケレニ銃口ヲ右左ニ傾ケ又ハ銃口ヲ下ケテ他人ノ妨トナル様ナリハ決シテ出來マセン
 問 行軍隨意ニ隊列ヲ離ルコトヲ得ヘキカ
 答 恣ニ列伍ヲ離レ河ヤ井ニ止リ水ヲ飲ンデハナリマセヌ
 問 兩便等已ムコトヲ得サル要事出來セシハ
 答 其所屬士官又ハ下士ノ許ヲ請ヒ銃ハ必ス同列兵ニ托ム而シテ早ク其隊ニ復ラ子ハナラヌ
 問 兵卒右ノ諸注意ヲ怠レハ
 答 必ラズ嚴罰セラレマス
 問 行軍中兵卒發病セシハ
 答 上等兵ノ監護ヲ隊後ニ殘リ軍醫ノ來ルヲ俟テ診斷ヲ受ク
 問 行軍ニ當リ最モ大事ニスベキ者ハ

答 靴デス靴ガ足ニ合ハナケレハ靴傷ヲ起シ爲ニ歩行コトガデキヌ様ニナリマス
 問 行軍中淺瀬ニ逢フハ
 答 銃ヲ上流ノ方ノ肩ニ擔ヒ對岸ノ一点ニ目ヲ注ケ涉リマス又水深キハハ胴乱其他濕レテナラヌモノハ背囊ノ上ニ置キマス
 問 渡船ノ心得ハ
 答 必ス跪坐シ靜ニシテ船力如何ニ動ル必ラズ靜ニシテ渡リマス又船中テハ決シテ射撃ヲシマセヌソレハ船ニ動搖ヲ起シアブナイカラデアリマス
 問 歩兵ノ渡渉シ得ル水ノ深サ如何
 答 河ノ底固ケレバ歩兵ハ一米突迄デスサレニ河ノ底巖ヤ石又ハ泥濘ノ中ハ六ケ敷アリマス
 其二 行軍警戒法
 問 警戒行軍ニ於ケル部隊ノ名稱ハ

問 答 問 答 問 答 問 答 問 答

前衛 側衛 后衛ナリ

前衛ノ區分ハ

前衛本隊前兵尖兵デアリマス

前衛ノ任務ハ

答

行軍スル兵隊ヲ安全サセルタメ通ル道ノ近傍ヲ搜索シ又ハ障礙物

ヲ除ケ又ハ敵ヲ襲撃シ又ハ抗拒ヲナシテ本隊ニ戦闘ノ用意ヲサセマ

スルモノデス

問

尖兵ノ行進ノ仕方ハ

答

多ハ疎散テ行進シマス其人員ハ一分隊以上テス

問

側衛トハ

問

本隊ノ後面ヲ護リ敵ノ追來ルノヲ支ヘルモノデス

答

道路ノ上ノ斥候隘路ニ逢フハ

問

此地敵ノアラサルヲ知ラハ

答

隘路ノ前方若干距離ニ止リ后ノ尖兵ガ全ク通過スルヲ待テ元ノ距離

問

ヲ取ツテ進ミマス

答

橋梁ニ逢フハ

問

橋ヲ破壊ノ爲メ爆藥等ノ(橋ノ種類ニテキマリナイケレハ)

答

装置ガアルカナイカ検査シマス

問

道路支分アルハ

答

一兵ヲ駐メテ後方ノ隊ニ行ク路ヲ知ラセマス而シテ後ノ隊カ來レハ

問

所屬部隊ニハイル

答

敵ヲ發見セシハ

問

進コトナク速ニ其事由ヲ尖兵長ニ報セマス

答

敵ノ方ヨリ來タルモノニ遇フハ

問

悉ク之ヲ捕ヘテ直ニ后ヘ送りマス

問 敵兵ヲ發見シタルモ早ク後方ノ隊ニ報スルニ手段ナキハ

答 數回急射撃ヲナシテ之ヲ知セマス

問 前兵ノ任務ハ

答 尖兵ヲ救ヒ又ハ之ヲ收容スルヲ任トス

問 前衛本隊ノ任務ハ

答 先進諸隊ヲ救ヒ又ハ收容シテ戦闘ヲ保支シテ本軍ニ戦闘準備ヲサセ
ルモノトス

問 後衛ノ區分ハ

答 後衛本隊ニ後兵 尖兵トス

問 第七章 徵候 記号 暗号

問 徵候トハ

答 戰場ニテ敵ノ動靜ヲ知ルノ出來ル証憑ヲ云ヒマス

問 塵埃ノ正シク飛揚スルハ

答 通常行軍スル縱隊カ通ルシルシテアリマス

問 塵埃ニテ行進ノ方向ヤ兵ノ數カ知レルカ

答 塵埃ノ飛揚ル方向多少ヲ見テ縱隊行進ノ方向ヤ其多少ヲ知ルカ出
來マス

問 塵埃飛揚ル高低濃淡ニテ兵種ヲ區分スルヲ得ルカ

答 塵埃ガ濃シテ低キハ步兵高クシテ淡ハ騎兵極濃密シテ間斷ナルハ砲
兵又ハ輜重兵デアリマス

問 車轆聲馬ノ嘶鳴村ノ内ノ犬ノ連吠ハ

答 通常軍隊カ通ル徵ナリ

問 人跡 蹄 跟 及車轍ヲ見テハ

答 敵兵ノ多少編成及行進方向ヲ知ルヲ得

問 土人ノ不遜ナルハ

答 敵兵近キノ兆ナリ

問 敵地ニ在テ土人ノ恐怖スルハ

答 敵兵寡キカ又ハ遠キ兆ナリ

問 舟ヲ燒キ橋ヲ破壊スルハ

答 退軍ノ兆ナリ

問 燎火ノ光輝ノ多少ハ

答 敵ノ多少ヲ知ルベシ

問 武器ノ光リ盛ニ輝クハ

答 敵前進スルナリ

問 武器ノ光リ或ハ多ク少ク又隠レ又輝クハ

答 敵退却ナリ

記號

問 記號トハ

答 言語ヲ用ズ諸種ノ相圖ヲナスコトアリマス例ヘハ

問 記號ハ如何ナル場合ニ用エルカ

答 行軍ノ前哨ノ片又ハ散兵ヲ指揮スルキニ用イマス

暗號

暗号ハ互ニ識リ合フ相言ニシテ要塞ノ戦ノ片用フルモノナリ故ニ敵ニ知

ラレサル如ク用填スベシ

暗号ヲ用フルニハ「止レ」誰カ「暗号ニ進メ」例ヘハ「義經」「吉野」ト云フ

義經ハ人名吉野ハ地名ナリ

第八章

宿營

宿營トハ軍隊ノ一地ニ宿泊休憩スルヲ云フ

宿營ニ三種アリ舍營ト露營ト村落露營ナリ

舍營トハ軍隊人家ニ宿泊スルヲ云フ

舍營ニ二種アリ尋常舍營警急舍營ナリ

尋常舍營ハ敵ト遠隔テアル片休養ノ爲沿道ノ人家ニ泊ルモノナリ

尋常舍營ニ二種アリ方法アリ給養ノ仕方ニテ區別ス甲ハ舍主炊爨乙ハ部

隊自炊ナリ甲ハ宿主ヨリ食物ヲ調シテ出スモノ乙ハ軍隊カ自カラ食事

ヲ調理スルモノナリ

警急舍營トハ敵ト近接シアル片嚴重ナル戦備ヲナシツ、舍營スルモノナ

露營トハ全ク露天ニテ夜ヲ明カスカ又ハ急造掩屏内ニ宿スルヲ云フコソ
 ハ敵ニ近接シ一寸モ油斷ノテキマ時又ハ舍營スベキ人家ナキトキ用フ
 村落露營トハ舍營スヘキ人家ノ不足トキ半分ハ舍營シ半分ハ露營スルヲ
 云フ
 舍營ニ就キタルトキ兵卒ハ武器被服ノ手入整頓ヲナシ常ニ不時ノ事變ニ
 應スル用意ヲ怠ルヘカラス
 警急舍營ニ於テ兵卒ハ服装ヲ乱サス背囊銃器ヲ身邊ニ置キ眠臥シ窓戸ヲ
 明ケ各家屋ニ兵卒一名点火シテ警戒ス
 警急集合所トハ舍營中不時ノ時變生リタル所ニ速ニ集合場所ヲ云フ
 露營ニテ兵卒ハ露營ノ設備及雜役ニ従事スル間ハ敬禮ヲ行ハスモシ上官
 ヨリ呼ハル、并ハ直立シテ答テナス
 露營中呼集アル所ハ武器ヲ携フルコトナク集合場ニ出ツ
 露營中警報アル所ハ速ニ武装シ又銃ノ所ニ集リ命令ナケレハ銃ヲ解カス

第九章

射撃學ノ摘要

歩兵ハ村田銃ヲ以テ彈丸ヲ發射シ敵ヲ打殺スガ第一ノ務ナリ夫レ故ニ兵
 卒カ射撃ニ下手ナルノハ何ヨリノ耻トナルモノナリ射撃カ上手ニナルニ
 ハ左ノ學科ヲ善ク理解シ平常ノ豫行演習ニ念ヲ入レ實彈ヲ射ツ所ニ空テ
 撃ナイ様ニセナケレハナラヌ
 問 彈道トハ如何ナルモノカ
 答 彈丸ノ通ル曲線ヲ申シマス其形ハ石ヲ抛ケタトキ石カ高ク上ヘア
 ガリテ下ヘ落ルト同様ナ形ヲナスモノデアリマス
 問 照準機トハ何カ
 答 照星ト照門ヲ申シマス
 問 照門ハ何ノ爲メニスルカ
 答 銃口チ上ケタリ下ケタリスルモノデアリマス銃口カ上レハ彈丸ハ遠
 クヘ飛テ行クモノデアリマス
 問 照準線トハ

答 照門ノ正中ヨリ照星頂ヲ見出シタ線デアリマス

問 物ヲ照準スルトハ如何ニナツタノチ云フカ

答 物ノ下際ト照星頂ト照門ノ正中ガ一ツ處ニ見ユル様ニナツタノチ申

シマス

問 照星ヲ多ク見出スハ何處ヘ行クカ

答 照星ヲ澤山見出スハ彈着ハ覘タ處ヨリ上ニ行ク

問 上ニ行ク理ハ照星ヲ澤山見出セハ銃口上ルカラテス

答 照星ヲ少ク見出セハ彈着ハ

問 彈着ハ下リマスナセナレハ照星ヲ低ク見レハ從テ銃口カ下ルカラ

テアリマス

問 銃身カ右ニ傾タハノ彈着ハ

答 右ノ下ヘ行キマス右ヘ行ク譯ハ銃身カ右ヘ曲レハ銃口ハ覘タ方ニハ

向ヒテ居ラナイテ右ニ向ヒテ居リマスカラテス下ヘ行ク譯ハ例ヘハ

一寸ノ棒ヲ眞直ニ立テルトキハ其高サハ一寸アルケレハ曲ケテ立テ

ルトキハ其高サハ一寸無イト同シ事デ照尺ハ高ク掛ケテモ其實低イ

ト同シソレ故下リマス

問 銃カ左ヘ傾タトキハ

答 左下ヘ行キマス

問 照星カ通常ノヨリ低ケレハ彈着ハ

答 上リマス何故ナレハ通常ノ照星テ準フトキヨリカ銃口チ上ケテハ

ナラナイカラテス

問 照門ノ右ヨリ照星ヲ見出シタハノ彈着ハ

答 右ヘ行キマス

問 照門ノ左ヨリ照星ヲ見出セハ

答 左ノ方ヘ行キマス

問 腔線トハ何様ナモノツヤ

答 銃身ノ内ニ穿ツタ溝チ申シマスコレハ彈丸ニ自轉動チサセル爲メテ

アリマス

問 風カ右ヨリ來レハ

答 左ノ方ニ行キマスコレハ風ノ爲メニ左へ彈丸カ吹き飛サル、カラテ

問 風カ左ヨリ來レハ

答 右へ行キマス

問 風カ前ヨリ吹ケハ

答 彈丸ハ下リマスコレハ風ノ爲メニ彈丸ノ 勢カ弱クナルカラテス

問 風カ後ロカラ吹ケハ

答 上リマスコレハ彈丸カ風ニ吹き送ラル、カラテアリマス

問 風カ斜右前ヨリ吹ケハ

答 彈丸ハ左下へ行キマスコレハ横ヨリ來ル風ト前ヨリ來風カ一所ニク

問 風カ斜左ノ後ヨリ吹ケハ

答 右上ニ行キマス

問 答

太陽ガ射手ノ右側ニアツタ片ハ

右側ニアレハ左へ行キマスコレハ太陽ノ光リテ照星ノ右側ト照門ノ

左側トガ光リマシテ實物ヨリ大キク見イマス此大キク見ユル儘照準

シマスレハ照準ハ善ク出來タト思フテモ本當ノ照準線(即チ銃口)

ハ左ノ方へ着テ居マスソレ故左ニ行クノテス

問 太陽カ左側ニアレハ

答 彈丸ハ右へ偏避マス(其理由ハ前ト反對)

問 太陽直上ニアレハ

答 彈着下ル

問 氣候カ暑熱ノ片ハ

答 彈丸ハ上リマスコレハ空氣カ膨脹シテ稀薄ナリ彈丸ニ抵抗ル力カ弱

クナルカラテス

問 寒氣強キトキハ

答 下リマス(其理由ハ暑イ時ト反對ナリ)

問 雨や雪ノ片ハ
答 下リマス其譯ハ空氣カ重イタメ彈丸ノ勢カ弱クナルカラテアリマ

問 彈着ニ偏避ガデキタ片之ヲ修正スニハ
答 彈丸着タノト反對ノ處ヲ照準シマス

問 目標ノ下縁ヲ覘フハ何故ナリヤ
答 銃ノ動搖ニヨリ銃口テ目標ヲ隠スコカアリマス下ヲ覘ヘハ其ノ氣支

問 ハアリマセヌノト照準ヲ精確スルタメテアリマス
答 右手ニテ銃把ヲ堅ク握ルハ何故カ

問 發射ノ片食指ノ運動カ右手ニ傳ハリ手カラ肩ニ傳リテ偏遍カ起ル
答 一ノナイ様ニスル爲メテス

問 右肘ヲ上ルハ何ノ爲メカ
答 肩ヲ上ニ擧テ照準線ヲ眼ノ高サニヤル爲メテス

問 左手ニテ銃ノ重点ヲ握ルハ
答 發射裝填ノ爲メノ疲勞ヲ減ラス爲メテス

問 両手ヲ以テ始終銃ヲ肩ニ固ク着ケルハ
答 容易ク反撞ニ堪ユ又銃ヲ確カリ持ダセンガ爲メテス

問 膝射ノ姿勢ニテ左脚ハ眞直ニセラルベカラズ其譯ハ
答 左足カ前ノ方ニ傾ク片ハ身体モ前ニ曲リ照準ノ姿勢カ悪クナル

問 左脚カ後方ニ傾ケハ反撞ヲ支フルコカ出來ナイカラ眞直ニセナケレ
答 ハナラズ

第十章 距離測量

問 一米突トハ日本ノ何尺アルヤ
答 三尺三寸三分ナリ

問 十珊知トハ
答 一米突ノ十分一テス則チ日本ノ三寸三分余テス

問 一珊知トハ
答 日本ノ三分三厘テス

問 日本ノ三分三厘テス

問 距離測量ニ幾種アルカ

答 三種アリ其一步測其二目測其三音測量テアリマス

問 歩測法ハ

答 此處ヨリ向マテノ間ヲ歩ンタ足ノ數ヲ測リマスモノテス
但シ復歩チ用ユルチ良トス

問 汝ハ百米突チ何復歩チテフヤ

答 何十何歩テス

問 目測法ハ

答 物ノ能ク見ユルノトボシヤリスルノト又其大ト小トナクテハ測リ
マス

問 百米突ノ距離ニ在テ兵卒ノ見ヘ方ハ

答 鈕釦ヤ人相チ見分ルチカ出來マス若シヨク知テ居ル人ナレバ誰タト
云フチガ分リマス

問 二百米突ニテハ

答 顔ハ唯タ白紙ノ様ニ見イマス斗リテ口ヤ鼻カ分リマセヌ

問 三百米突ニテハ

答 頭ト胴トチ見分クルチカ出來マス

問 四百米突ニテハ

答 頭チ見ルチハ出來ナイケレ其兩臂ハ之チ認ムルチカ出來ル

問 五百米突ニテハ

答 一人ノ進ンテクルカ向ヘ行クカ又ハ運動チ見分ルチハ出來ル

問 六百米突ニテハ

答 進退ハヨク分ラナイケレ其銃器ノ持方チ見分ルチカ出來ル

問 照星ニテ立姿兵(一米突六十)チ全ク隠スチノテキルハ幾何ノ距離カ

答 三百五十米突

問 照星ニテ膝姿(一米突)兵チ全ク隠スハ幾何ノ距離カ

答 二百三十米突

問 太陽ニ向セテ物チ見ルチハ

問 距離カ遠ク見イマス是ハ物カハツキリト見エナイカラテス
 答 太陽チ背ニシテ物ヲ見ルルハ
 問 距離ハ近ク見イマス之レハ物カハツキリト見ユルカラテス
 答 馬首或ハ步兵手足ノ運動ヲ認ムルハ幾何距離カ
 問 八百米突迄トス
 答 音響ニ依リ距離ヲ量ルノハ何テヤルカ
 問 口誦節調ト云フモノデ量リマス
 答 口誦節調ノ速度ハ
 問 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十トノ間三秒ニ十丈ケテ數ヒマス
 答 口誦節調ニ依テ距離ヲ測ルハ
 問 硝煙ヲ見ルトスクニ口誦ヲ始メマシテ音ノ耳ニ届クト口誦ヲ止メ其
 間ニ數ヘテ節誦ノ數ニ依テ之ヲ知リマス例ハ五マテ言フタレバ五百
 米突テアリマス
 問 節誦數ノ數十ヲ越ルルハ

答 別ニ又一ヨリ始メマス夜ナレハ銃カラ出ル火光ヲ見テヤリマス
 問 第十一章 定語
 問 縱隊トハ
 答 兵隊ノ諸隊前後ニ重ナルヲ申シマス例ハ中隊縱隊ヤ側面縱隊ノ
 標チモノナリ
 問 先頭トハ
 答 隊ノ先頭チ云フ
 問 後尾トハ
 答 隊ノ後尾チ云フ
 問 横隊トハ
 答 兵隊ノ諸部隊重ナラスニ左右ニ並フヲ申シマス
 問 右翼トハ
 答 隊ノ右端チ申シマス
 問 左翼トハ

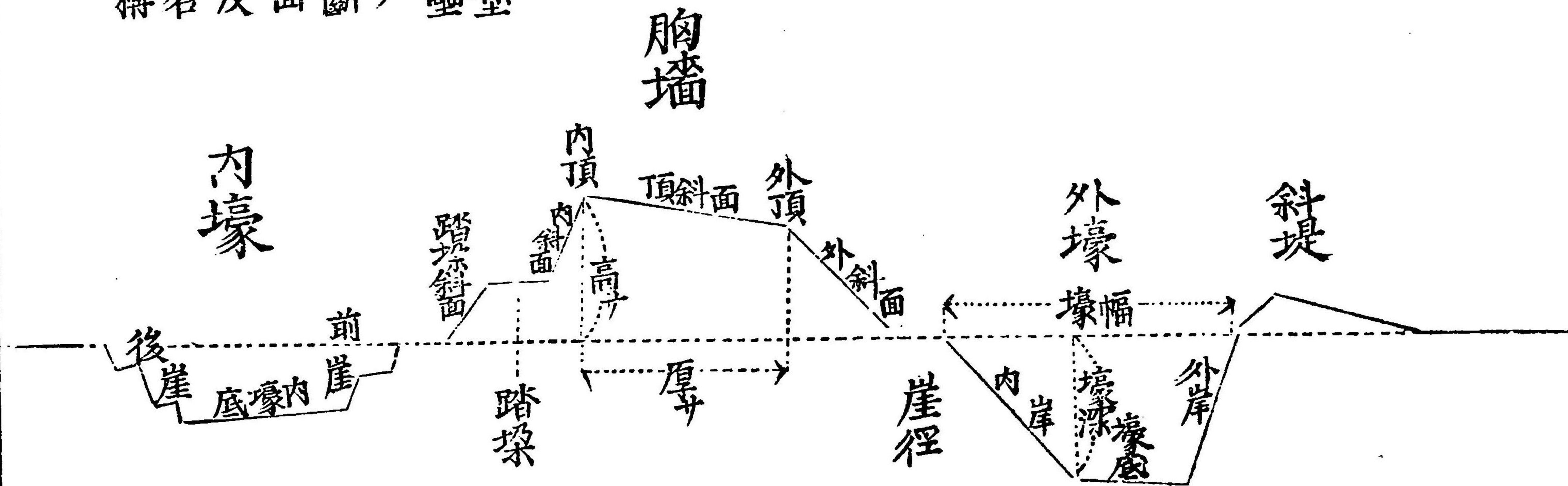
問 隊ノ左ノ端ノ方ヲ申シマス
 答 正面トハ
 問 兵隊ヲ以テ占領ル真正面ヲ申シマス
 答 側面トハ
 問 兵隊ノ居ル右側又ハ左側面ヲ云フ
 答 間隔トハ
 問 二兵卒又ハ二ツノ隊ノ側ノ離リヲ申シマス
 答 距離トハ
 問 二部隊ノ間及ヒ二列ノ隔リヲ前後ニ測リタルモノヲ云フ
 答 想像敵トハ
 問 敵ノ居ル處ヤ兵ノ數ヲ只想像スル者ヲ申シマス
 答 仮設敵トハ
 問 敵兵ヲ擬スルニ寡少ノ兵ヤ旗ヲ以テスルモノヲ云フ
 答 實設敵トハ

答 兩方トモ同シ兵ノ數テ對抗運動スルモノヲ云フ

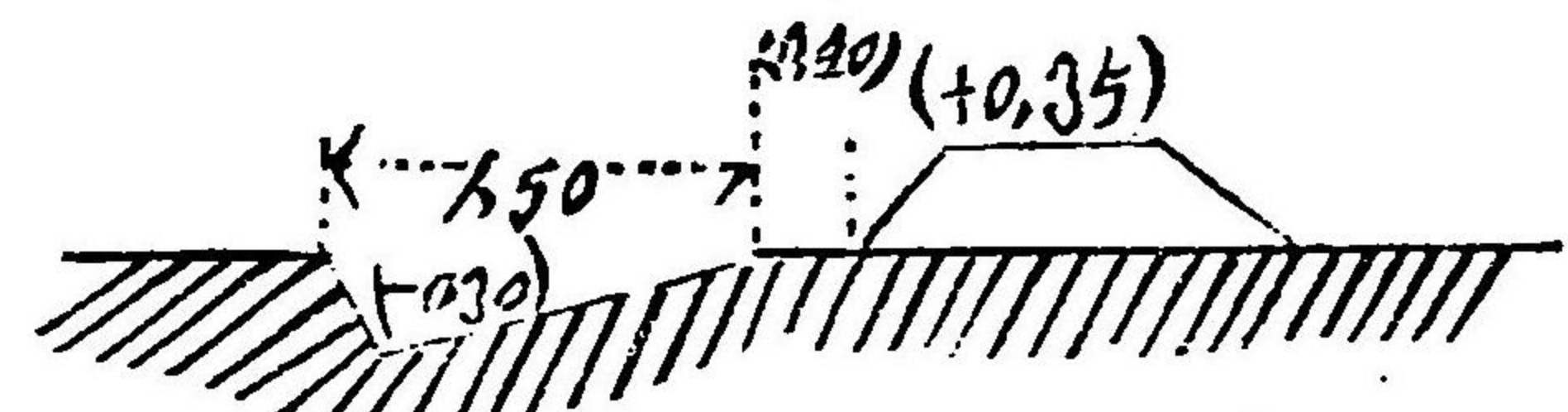
第十二章 歩兵工作摘要

問 歩兵ノ持ツ器具ノ種類ハ
 答 方匙、小十字鋏、手斧、關節鋸、テアリマス
 問 持シ器具ノ外ニ歩兵ノ使フ器具ハ
 答 大隊ニ馱馬器具ト云フ者カアリマス夫レハ馬ニ馱ケテ輸ブ者デス
 問 馱馬器具ノ種類ハ
 答 圓匙、十字鋏、斧デアリマス
 問 携帶器具ノ附ケ方ニ二ツアリ如何
 答 一ツハ背囊ニ附ケ一ツハ帶革ニ附ケマス (但シ帶革ニ着ケルノハ敵
 リマス
 問 掩堡トハ如何ナルモノデ其種類ハ
 答 身障ヲ蔽クシテ敵ヲ充分ニ射撃ナスル爲メノモノデアリマシテ伏射
 掩堡、隙射掩堡、立射掩堡ノ三ツアリマス

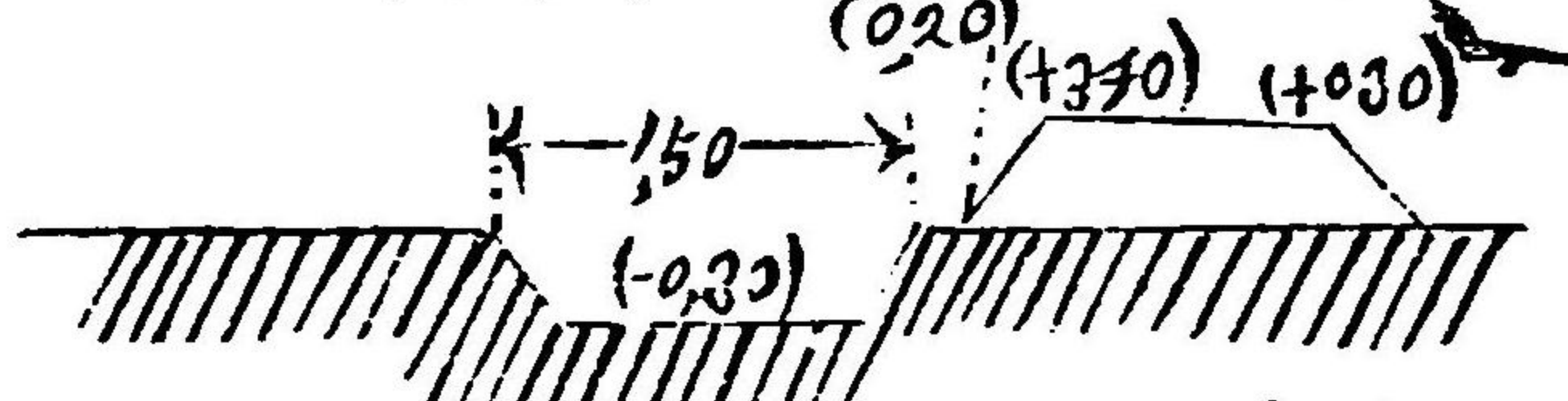
稱名及面斷ノ壘堡



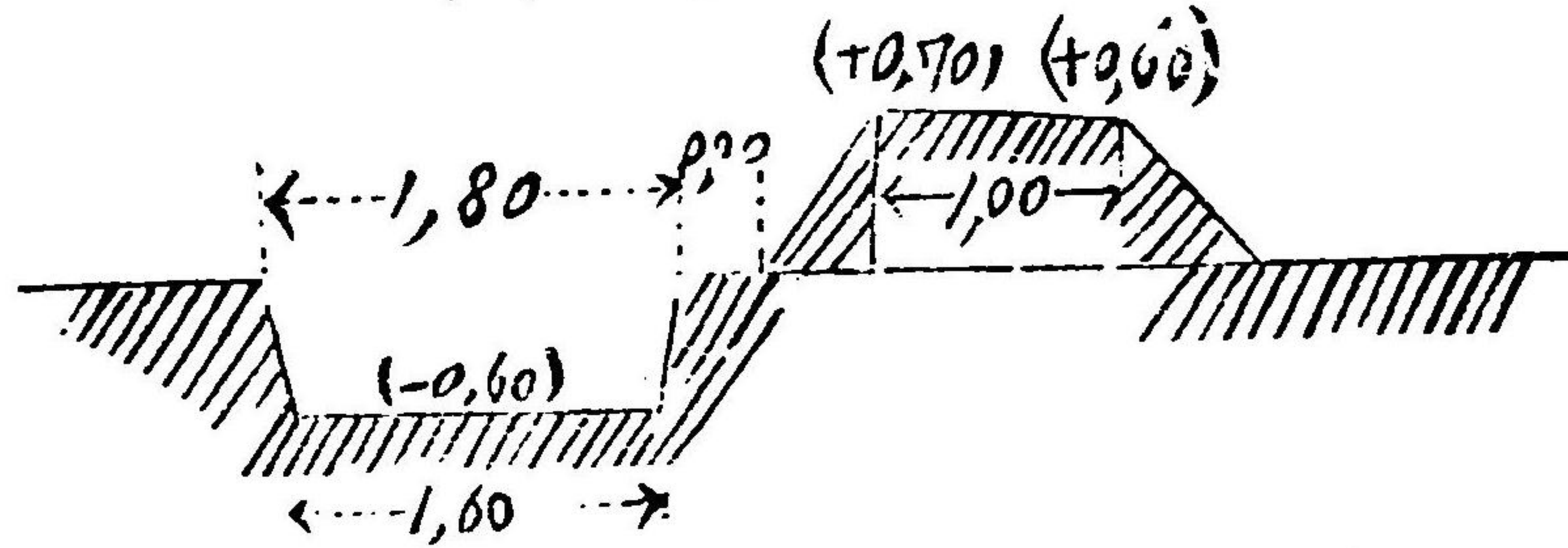
面斷ノ堡掩射伏



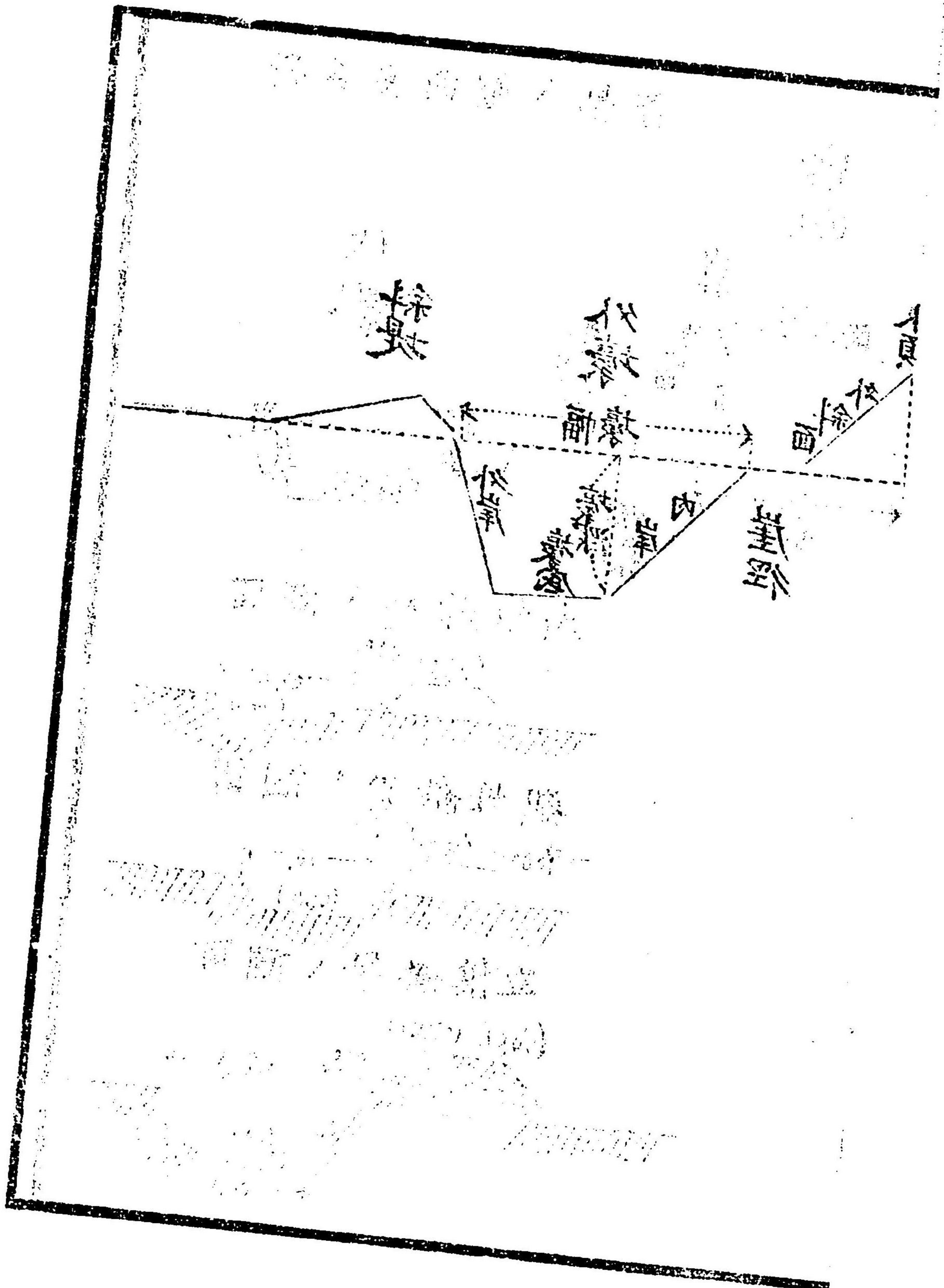
面斷ノ堡掩射膝



面斷ノ堡掩射立



問 馱馬器具ヲ使フテノ作業スル井工場ノ長サハ
 答 四米突ニテ圓匙三個ト十字鉄一個ノ鉄ノ隊ノ長丈テアリマスコレヲ
 問 四人ニテ掘リマス
 答 携帶器具ヲ使フ井一人掘ル幅ハ
 問 一米突ニシテ方匙二倍テアリマス
 答 天然鹿柴トハ
 問 木ヲ其場所テ伐リ倒シテ障礙物トスル者ヲ云マス
 答 人造鹿柴トハ
 問 鹿柴ヲ造ル所ヘ木ヲ運ンテ設ケタル者ヲ云イマス
 答 少サイ木ノ枝ヤ大キイ木ノ枝ヲ以テ造タ者ヲ云イマス
 問 鹿柴ハ何ノ用ナルカ
 答 道ノ上ヤ壕ノ向ヒノ岸ニ置キ敵ノ行進ヲ邪魔スルモノテアリマス
 問 鉄柴網トハ



答 少サイ杭ヲ鱗次ニ植ヘ縦横ハ斜メノ向キニ鉄ノ張金ヲ緩ク張タモノ

問 編條トハ

答 木ノ枝ヤ竹ニテ作りタ平ナル編物ヲ云ヒマス

問 束柴トハ

答 木ノ枝ヲ取りノケタルモノ又竹ヲ纏メテ一束トシ四ヶ所ヲ結ヒタル

問 堡籃トハ

答 少サイ木ノ枝ヤ竹ヲ以テ造リタル底ノチイ籠ヲ云ヒマス

問 編條束柴堡籃ハ何ノ用ヲスルカ

答 急テ所ヤ道ノ修理ヤ又橋ヲ架ケル等ニ用ヒマス

問 傳令使ノ心得

答 命令及報告ヲ傳フル兵ハ○出發前之ヲ復誦シユ以テ傳フル所ハ修飾ヲチ

シテハチリマセヌ何故ナレハ口上ノ誤ハ全軍ノ敗北ヲ來ス原因ト

ナレハナリ

筆記ノ命令及報告等敵ニ奪ル、恐アルハ○上衣ノ適宜ノ處ニ縫込殊ニ

銃腔内ニ入ル、チ可トス

使者上官ニ遇フハ○敬禮ヲ要セス

命令ノ傳ヘ方ハ○必ス冒頭ニ何官殿何官ノ命令ト云ヒ其命令ヲ陳ヘマス

又單ニ何官ノ命令トモ申スコトモアリマス

筆記ノ命令報告ヲ持テ行クハ袋ノ印ニ就テハ○袋ノ(十)(十)(十)(十)

ノ印ニ注意ス其(十)ハ速歩(十)ハ速歩ト驅歩(十)ハ驅歩ニテ

行クヘキモノナリ

徒歩傳令使ハ○性質敏捷ニシテ脚力強キヲ要ス

報告ヲナスニ左右前後此方彼方ノ用ヒ方ハ○常ニ之ヲ用ヒマセン 東西

南北ト云ヒマス

右側左側右翼左翼ノ語○敵ニ向テ云ヒマス

附 録

第一款 野外要務令摘要

軍ノ主トスル所ハ戰鬥ナリ故ニ ○凡百ノ事皆戰鬥ヲ以テ基準トナス全

軍ノ獨立ハ其軍各分子ノ獨立ニアリ他ヲ補助セス又補助ヲ受ケス各隊

各人皆自ラ其任ノ在ル所ヲ盡シ而シテ後全軍ノ一致協同得テ期スヘキ

ナリ

今日ノ軍制兵器歐洲諸國ニ倣フモ亦形而下ノ物ニ過キス皆頼ムニ足ラス

然ルニ此ニ一ノ頼ムヘキモノアリ ○軍人精神即チ我固有ノ日本魂ア

リ武士道アリ

全軍ノ名譽ヲ宣揚スルニハ ○上將校ヨリ下一卒ニ至ル迄常ニ名譽心ヲ

保有シ部下ハ上官ノ名譽ノ爲メ上官ハ部下ノ名譽ノ爲メ互ニ相助ケ相

成シテ以テ全軍ノ名譽期スヘキナリ

軍人ノ尤モ禁止スヘキモノニアリ ○日夕爲サ、ルナリ日夕遲疑スルナ

演習ノ目的及利益ハ ○技藝ヲ巧ニシ膽氣ヲ壯ニス

軍人必須ノ性質ハ ○艱苦缺乏ニ耐ヘ且之ニ克ツニアリ
 師團ノ編成 ○通常師團司令部歩兵二旅團騎兵一大隊野戰砲兵一聯隊工
 兵一大隊並ニ大小架橋縱列各一個彈藥縱列一大隊輜重兵一大隊及野戰
 衛生部ヲ以テ編成ス師團獨立スルモハ之ニ野戰電信隊及兵站部ヲ屬ス
 報告ヲナスニハ ○報告者自ラ目撃セシトト他人ノ見聞セシトト他人ニ
 問フテ得タルト又唯推測ニ係ルトトト判然區別スヘシ
 傳令騎兵トハ ○命令報告ノ傳達ノ爲メニ附屬セル騎兵ナリ
 徒歩傳令使ニハ ○脚力強健性質敏捷ナル下士卒ヲ要ス
 斥候ハ ○剛膽ヲ要スト雖モ亦不意ノ危害ヲ豫防スルヲ忘ルヘカラス
 故ニ人民ニ敵意アル地方ニ於テハ大ナル住民地ヲ再ヒ通過セス又村落
 ニハ長ク躊躇スヘカラス
 警戒隊トハ前衛側衛後衛等ヲ云フ其任務ハ ○全軍ノ爲メ不意ノ襲撃ヲ
 防禦シ本軍ヲシテ必要ノ命令ヲ下シ且之ヲ實行スルノ時間ヲ得セシム
 ルニアリ

前衛ノ任務ハ ○本軍ニ展開ノ時間ヲ與ヘ且僅少ノ障礙ヲ除去シ以テ本
 軍ノ行進ヲシテ遲滯ヲカラシムルニアリ
 搜索ノ周到ナルハ ○警戒ヲ主要ナル原則トス
 側衛ハ ○時ノ形勢ニ應ジテ前兵或ハ前衛本隊ヨリ分遣シ或ハ直チニ本
 隊ヨリ分遣ス
 前哨本隊ニ在ル兵卒ハ ○通常背囊ヲ卸ス其他本隊ノ全部若クハ其一部
 又銃線ノ側ニアルヘキカハ前哨司令官ノ定ムルモノナリ
 前哨中隊ニハ特別ノ番号ヲ附スルヲナク ○各其中隊ノ番号ヲ稱スルモ
 ノトス
 前哨中隊ハ ○背囊ヲ卸ス然レモ其一部ハ常ニ銃線ノ側ニ在リテ戰備
 ヲ怠ルヘカラス而シテ任務ノ爲メカ又ハ上官ノ許可ヲクシテ其位置ヲ
 離ルヲ許サス
 特別ニ重要ナルカ或ハ甚多危險ノ地及查哨ニハ ○必ズ下士哨ヲ用フ
 小哨ニ銃線ハ ○歩哨ノ交代兵申同時ニ交代スヘキ者及各斥候毎ニ之ヲ

爲シ以テ他ノ者ヲ拘ラズ之ヲ取リ得ヘカヲシム
 小哨ノ兵
 ○小哨長ノ命令ニ依リ背囊ヲ卸ス然レモ彈藥盒及水筒ハ各
 自身ニ纏フヘシ任務ノ爲メカ或ハ許可ナクシテ小哨ヲ離ルヘカラス
 歩哨特別守則 ○歩哨ノ番号隣歩哨ノ位置及其番号查哨小哨中隊ノ位置
 此各位置ニ至ル捷徑、前方ニ進出スル部隊ノ位置、監守スヘキ方地及
 敵情、目ニ觸ル、村落等ノ名稱、其他銃ノ携方、隣歩哨トノ連絡ノ仕
 方、背囊ヲ卸スヘキカ否、喫烟ハ如何等トス
 斥候勤務ニ要スル所ノ性質四
 ○慧敏熱心沈着剛膽是レナリ蓋シ慧
 敏ナル者ハ未タ知ラサルノ地ニ於テ能ク其地形方位及道路ヲ知リ熱心
 從事スル者久シキニ耐ヘ勞ヲ覺イス沈着及剛膽ナル者ハ不意ノ事ニ
 驚カス如何ナル危險ニ際スルモ猶能ク脱逃ノ方法ヲ求メ得ル者ナリ
 獨立下士哨トハ ○小哨ノ小方トモ云フ其任務及動作モ亦小哨ト同
 一ノ原則ニ從テモトス此下士哨ハ歩哨線前ニ出シ主要ナル地点ヲ固
 守スルアリ

行李ニ大小二種アリ ○大行李トハ宿營間必要ノ物品ニシテ小行李ハ戰
 鬪間必要ノ物品ヲ云フ
 步兵一大隊ノ小行李ハ ○副馬二頭 衛生材料駄馬一頭 彈藥駄馬十八
 頭 彈藥駄馬一頭ニ二箱ヲ駄載シ一箱ノ彈數ハ一千二百發宛 其彈數
 ハ四萬三千二百發ニテ一銃ニ付五十發宛デアリマス 工具駄馬二頭
 步兵大隊ノ大行李ハ ○荷物駄馬九頭 炊具駄馬八頭 糧秣駄馬十三頭
 豫備駄馬二頭
 彈藥縱列トハ ○歩兵砲兵ノ豫備彈藥ヲ運搬スルモノヲ云フ而シテ彈藥
 縱列一大隊ハ歩兵彈藥二縱列 砲兵彈藥三縱列ヨリ成ル 歩兵二縱列
 ノ有スル彈藥ハ八十八萬三千二百發トス
 糧食縱列トハ ○軍隊ノ携行糧食ヲ運搬スルモノニシテ各兵ニ三日分宛
 供用セシメ得ヘシ
 大小架橋縱列トハ ○工兵隊ノ架橋材料ヲ運搬スルモノニシテ小架橋縱
 列ハ巾二米突五十長三十六米突ノ架橋ヲナシ大架橋縱列ハ長九十六米

突ノ橋ヲ架シ得ヘシ

人馬ノ給養法ニ五種アリ ○宿舎給養 倉庫給養 携帶糧秣給養 縦列給養 徴發給養是ナリ

戰時出戰軍ニ属スル兵卒一日ノ食量ハ ○精米六合食鹽或ハ梅干及魚菜若干トス

軍隊ノ携行糧食ハ ○携帶口糧二日分 大行李一日分 縦列三日分合セテ六日分トス

携帶口糧トハ ○軍隊屯營ヲ出發スル時ヨリ各人豫備糧食トシテ携帶スヘキモノニシテ其重一日分糶三合食鹽若干トス又時トシテ之ニ代フル

ニ乾麵包或ハ精米ヲ用ユルコトアリ此口糧ハ非常ノ場合ト全ク他ニ給養法ナキ時ノミニアラサレハ之ヲ用フル能ハス若シ此禁ヲ犯スモノハ嚴

罰ニ處セラル 各隊ニ衛生勤務ノ人員即チ ○軍醫看護長看護手ヲ備フ其他中隊ニ補充

擔架卒アリ

補助擔架卒ハ戰鬪ヲ開クマテ中隊ノ列中ニアリ假繙帶所ヲ設クル并命令

ニ依リ勤務ニ従事スルモノトス 繙帶所ノ標示 ○ハ赤十字ノ標旗ヲ植テ(外征ニ在テハ國旗ト共ニ)夜間

ハ更ニ赤色ノ燈ヲ掲ク 赤十字社トハ ○文明諸國會盟シ戰地ニ於テ患者ヲ救護スルノ方法ヲ定

メ被我ノ別ナク殘酷ノ取扱ヲナサ、ルノミナラス傷病者ヲ救助スル人

員及器具ニ對シテハ互ニ保護ノ義務ヲ盡ス一チ盟約タル結社ヲ云フ 赤十字社ノ標章ハ ○白地ニ赤十字ヲ識セルモノナリ

彈藥ヲ火線ニ補充スルニハ ○需要ニ從ヒ成ルヘク援隊若クハ豫備隊ノ

兵ヲ使用ス此兵ハ命令ニ從テ彈藥馱馬所在ノ地ニ赴キ下土ヨリ彈藥ヲ

受領シテ指示セラレタル中隊ニ搬送スヘシ一箱ノ彈藥ハ結束ノマ、之

ヲ箱ヨリ出シ兵卒二人ニ分チ搬送スルモノトス 援隊火線ニ増加スル并各兵卒ハ ○勉メテ已ニ火線ニ在テ射撃スル兵ノ

爲メ補充彈藥ヲ携ヘ行クヘシ

又傷者及死者ノ彈藥ヲ收拾スルヲ緊要トス
瀛車ノ客車一輛ニハ下士卒四十名或ハ將校三十四名ヲ載スヘキモノト
ス

秋期演習ノ要点ハ ○各兵種互ニ協力一致シ以テ一目的ニ對シ各自固有
ノ力ヲ適當ニ使用スルコト 動作上指揮官ト士卒トニ論ナク凡テ適當ニ
地形ヲ利用シ且諸種ノ困難ニ打勝ツコト等ナリ

機動演習ニ五種アリ ○旅團演習 師團演習 仮設敵ニ對スル師團演習
(以上小機動演習ト云フ) 師團ノ對抗演習 特別抗演習(以上大機動演
習ト云フ)

平時演習中危害ノ豫防ニ關スル注意ハ ○如何ナル場合ニ在テモ敵ニ對
スル一百米突以内ニシテ發射セス又突撃ノ時モ互ニ五十米突ヨリ近接
セス

演習中氣ヲ付ケ止レノ号音アル時ハ ○直チニ其地ニ停止シ決シテ射撃
スルコトナシ

第二款 步兵操曲摘要

問 戰爭ニ緊要無二ノ要求

答 全力ヲ盡シテ嚴正ナル軍紀及秩序ヲ維持スルニ在
散兵ノ動作

問 地形ヲ利用シテ行進シ停止シ及射撃ス

答 行進スル時ハ如何ナル姿勢ヲ保ツヤ

問 銃ニ裝填シ之ヲ提ケ銃口凡ソ三十度ノ角ヲ爲シ步度ヲ伸ハシ自由ナ
ル姿勢ヲ以テ運動ス

答 停止セシ時ハ

問 銃ノ最大威力ヲ顯ハシ得可キ位置ヲ撰ミ成ル可ク身ヲ掩蔽スル地物
ヲ占領ス且概テ伏臥スルヲ要ス

答 散兵ハ地物ヲ利用スルノミナリ以テ目的トスル乎

問 否戰闘ノ眞ノ目的ハ敵ヲ衝突シ之ヲシテ最大ノ損害ヲ被ラシメ假令
我損害ハ幾多ナルモ諸種ノ抵抗物ヲ排除シテ其志望ヲ達成スルニ在

答 我損害ハ幾多ナルモ諸種ノ抵抗物ヲ排除シテ其志望ヲ達成スルニ在

問 否戰闘ノ眞ノ目的ハ敵ヲ衝突シ之ヲシテ最大ノ損害ヲ被ラシメ假令
我損害ハ幾多ナルモ諸種ノ抵抗物ヲ排除シテ其志望ヲ達成スルニ在

答 我損害ハ幾多ナルモ諸種ノ抵抗物ヲ排除シテ其志望ヲ達成スルニ在

問 散兵ハ射撃ニ就テ如何ナル事ニ意ヲ用ユルヤ

答 示サレタル照尺ヲ取り正シク照準シ靜肅ニシテ確實ニ射撃ス

問 成績ナキ射撃ハ如何ナル害アルヤ

答 我軍隊ノ志氣ヲ挫折シ敵ノ銳氣ヲ倍蕪セシム

問 散兵線ノ射撃ニハ幾種アルヤ

答 徐カニ並或ハ急ニ又一齊射撃トス(徐カニ二乃至三發並ハ四或ハ六發、急ハ八乃至十二發)

問 射撃ノ軍紀トハ如何

答 火線中各兵卒命令ヲ確實ニ實行シ銃ノ取扱ヲ嚴守シ戰鬪ノ法則ヲ遵奉スルヲ云フ

問 之ヲ分解セハ如何

答 一 敵火ノ下ニ在テ之レニ應射セサルモ自若トシテ停止スル

二 射撃ノ方法ニ注意シ地形ヲ利用シテ命中効力ヲ増大スルヲ計リ

常ニ其指揮官及敵兵ヲ注視スルコト

三 目標消滅スルカ或ハ指揮官ノ小笛ヲ聞クカ及其他ノ方法ヲ以テ射撃停止ノ命アルモ速カニ射撃ヲ止ムルコト

四 火線上ニ於テ指揮官ノ指揮ヲクモ各兵卒ハ勇敢ト判斷トニ由テ(判斷ハ射撃スヘキ機會或ハセサル機會)依然射撃効力アラシムルコト

問 戰鬪ノ勝利ハ何ニ歸スルヤ

答 好機ノ到ルヲ待ツ爲メ彈藥ヲ節用シ時機來レハ猛烈ノ威力ヲ逞フシテ敵ノ志氣ヲ沮喪セシメ其体力及ヒ彈藥ヲ竭盡セシムルニ巧ミナルモノニ歸ス可シ若シ之ニ反スルモハ彼我其勢ヲ異ニシ敵ハ意ノ如ク我ヲ破ルヲ得可ヘシ

問 援隊ノ任務ハ如何

答 戰鬪正面ヲ擴張シ火線ヲ援助シ或ハ敵襲ノ慮アル側面ヲ掩護スルニ在リ

問 最初ノ散開ニ於テ援隊ハ約子第一線ヨリ幾何ノ處ニアルヤ

答 百二十米突ニ在リ

問 密集隊ハ敵ノ有効射撃下ニ在テハ其歩法ハ如何

答 必ス歩調ヲ取ルヲ要ス退却ニ當テハ特更ニ嚴肅ニ歩調ヲ取リ決シテ不整肅ナル運動ハ嚴禁ナリ

問 散兵ハ障碍ニ逢フ時ハ如何ス可キヤ

答 決シテ逡巡ス可カラズ歩兵苟モ人ノ跋涉シ得可キ地ニ於テハ如何ナル處ト雖モ戰鬪スル得

問 散開戰鬪ニ在テハ密集隊次ニ在ル時ニ比シテ其任務重要ナリト云フ如何

答 何等ノ場合ヲ論セズ己レノ全力ヲ盡スニ由テノミ好結果ヲ得ルモノナリ即チ經捷判斷勇敢自信ニ富ミ武器ノ使用及ヒ地形ノ利用ヲ巧ミニシ獨斷事ヲ處セザル可カラサレハナリ

問 歩兵ハ何ヲ以テ戰フヤ

答 火力ヲ以テ決戰スルヲ常トス

問 戰鬪中第一危險ナルモノハナニカ

答 敵ニ背ヲ示スヨリ(敗北)危險ナルモノハナシ即チ退却ハ自滅ニ陥ルルト全ク其趣キヲ同フス

問 散兵ハ示サレタル間隔ハ之ヲ墨守スルカ

答 之ヲ墨守スルモ價值アル散兵ハ充分地形ヲ利用スルヲ以テ一時密接シ或ハ離隔スルノ動作ヲ爲ス極メテ必要ナリ又致々トシテ整頓ニ注意スルハ間隔ヲ維持スルヨリモ一層價直ナシ散兵線中互ニ運動及ヒ射撃ヲ防害セサルヲ以テ足レリトス

問 急射撃ヲ應用スル時機如何

- 一 攻撃ニ於テハ突撃前最後ノ準備ヲ爲ス時
- 二 防禦ニ於テハ敵ノ突撃ヲ擊攘スル時
- 三 騎兵ヲ防禦シ或ハ敵ト撞突セシ時
- 四 退却スル敵ニ向フテ追撃射撃ヲ行フ時
- 五 急射撃ハ二百米突或ハ三百米突ノ照尺ヲ用ユルモノトス例外ニ

三百米突乃至八百米突ノ距離ニ於テ小時間特別ニ利益アル目標
現出シ偉大ナル射撃ノ効力ヲ顯ハシ得可キ場合ニ限リ用ユルコ
ヲ得

問 射撃目標ヲ撰定スルノ方法如何

答 射撃界内ニ在ル敵ノ歩兵ヲ(多クノ場合ニ在テ)以テ主眼トス然レモ砲兵隊ヲ
射撃スルコトモ亦タ之ヲ忽カセニスヘカラス概シテ我ニ多クノ損害ヲ
與ヘ且ツ偉大ナル目標ヲ撰定ス

問 彈藥ヲ節用セサル可カラサル理由ハ

答 火線ノ初メヨリ常ニ我携帯スル彈數ニ限アリ故ニ若干ノ彈藥ヲ射耗
セバ即チ我が若干力ヲ減衰スルモノナルヲ以テ價値アル場合ノミ發
射シ愈一日標ヲ射撃スヘキヲ決セバ充分其目的ヲ達スルニ必要ナル
彈藥ヲ使用センガ爲メナリ

問 歩兵ノ歩兵ニ對スル戰鬪勝利ハ如何

答 射撃及ヒ射撃軍記並ニ射撃指撃ノ宜シキエ基クモノトス

問 騎兵ニ對スル戰鬪法如何

答 一步兵射撃ヲ準備シタル時ハ一騎兵ニ優ルモノトス假令多數ノ騎兵
ト雖モ自若トシテ堅確ナル姿勢ヲ保ツ沈着熟慮シ適當ニ火器ヲ使用
セバ決シテ畏ル、ニ足サルモノナリ

問 砲兵トノ戰鬪法如何

答 遠大ノ距離ニ在テハ砲兵ノ火力歩兵ニ優ル者トス一千米突以下ノ距
離ニ至リ始メテ其効力相齊シ六百米突以下ノ距離ニ於テハ歩兵ハ遙
カニ砲兵ニ優ル故ニ歩兵ハ地形ヲ利用シテ成ル可ク砲兵ニ接近シ第
一ニ駕馬ヲ射撃ス次ニ砲卒ヲ射撃ス

兵卒動作ノ概略

一 兵卒ハ行軍及勞動ノ後戰鬪ニ移ルヲ常トス而テ戰時ニ於テハ尙ホ之ニ
缺乏ノ加ハルアリテ一層困難ヲ增加ス故ニ兵卒ハ剛毅勇猛思慮及果斷
ヲ有セサル可カラズ此性質ハ最大危險ノ時ニ在テ兵卒ニ最必要ナリ此
性質ハ軍事教育ニ由テ其方鞏固ニシ獨斷ニ慣レ己レニ克ツコトヲ勉メ且

漸次ノ慣習ヲ以テ牀軀ノ勞動ニ堪ヘ戰鬪演習ノ復習ニ由テ單簡ナル方法ニ習熟スルヲハ戰鬪ノ悲惨ナル感情ニ撓マヌシテ眞ノ兵卒ヲ以テ自ラ任スルヲ得可シ

二前進中兵卒ハ命令無クシテ停止スルハ嚴禁タリ火力熾大ニシテ殺傷多キハ在テモ亦然リ凡ソ退走ハ殲滅ニ陥ルモノニシテ之ニ反シテ猛烈果敢ナル攻撃ハ常ニ成果ヲ得ルモノトス

三防禦ニ在テ兵卒ハ其保ツ可キ位置ニ停止スルヲ要ス兵卒ハ敵兵接近スルニ隨テ我火力ハ益々敵ヲ殺傷スルヲ多キヲ信用ス可シ故ニ散兵ハ近距離ニ用ユル爲メ彈藥ヲ節用シ確實ナル成績アルニ臨ミ之ヲ使用ス可シ

四各兵卒ハ其所屬部隊ヲ離レサルニ注意ス可シ任務ヲ帶ヒス或ハ負傷セシテ徒ニ戰鬪部隊ノ後方ニ停止シ又ハ命令ヲ受ケヌシテ負傷者ヲ戰鬪中ヨリ運搬スル者ハ之ヲ逃亡罪ニ問フモノトス若シ其所屬部隊ノ所在ヲ失フタル兵卒ハ直チニ最近ノ戰鬪部隊ニ合シ其將校若クハ下士ノ

命令ニ從ヒ之ニ服從スルヲ所屬上官ニ於ル如クス可シ而シテ其所屬部隊ヲ失フタル兵卒ハ戰鬪終ルノ後直チニ之ヲ搜索スルヲ要ス

五戰鬪喧噪ノ中ニ在リテ決心及思慮ヲ失フタル兵卒ハ其所屬將校ヲ仰視スルヲ要ス既ニ此將校ノ現在セサルハト雖モ下士若クハ勇敢ナル兵卒ヲ表準トスルハ以テ其身ヲ處置スルヲ得

第三款 歩兵工作ノ摘要

一般ニ掩堡ノ斷面ハ左ノ要件ヲ充足スルヲ目的トス

小銃彈ノ侵徹力ニ抗スルヲ 兵卒ノ體軀ヲ掩蔽スルヲ

攻勢ニ轉スルヲ妨害セサルヲ 構造簡易ニシテ且迅速ナルヘキヲ

歩兵一中隊ノ携帶器具ハ百四個ニシテ 方匙八十個 小十字鋏十六個

手斧六個 關節鋸二個トス

馱馬器具ハ歩兵大隊ニ屬スルモノニシテ其目的ハ稍大ナル工作ヲ施行シ或ハ携帶器具ノ不足ヲ補フニ在リ其數七十二個ニシテ圓匙二十四個十字鋏八個斧四個トス

副防禦トハ ○攻兵ノ行進ヲ妨ケ守兵ノ近距離射撃ノ下ニ務メテ長ク之ヲ阻滯スル諸障礙ニシテ其種類夥多アリト雖モ尤モ多ク使用スルハ鹿柴及鉄條網トス

第四款 雜則

狹窄射撃ノ利益ハ ○各種ノ照尺ヲ用ヒ諸種ノ姿勢ニ在テ射撃ノ規則ヲ活用シ又射撃ノ熟練ヲ維持スルニ在リ

射撃ノ種類四アリ ○獨立射撃 集合射撃 戰鬪射撃 試檢射撃トス

射手ノ等級ヲ四ニ區分ス ○初年兵及尙下手ナル射手ハ皆三等トシ三等

射手ノ各習會ニ合格シタルモノハ二等射手トシ二等射手ノ各習會ニ合格シタルモノハ一等射手トシ第二種徽章ヲ有セル下士卒ヲ特別射手トス

射撃ノ徽章四種アリ ○第一種(下士卒ノ特別射手ニ與フモノニシテ聯隊ニ三個)第二種(一等射手ニ與フルモノニシテ各大隊下士ニ二箇各中隊兵卒ニ二個)第三種(二等射手ニ與フ各中隊ニ六個トス)第四種(三等

射手ニ與フ各中隊ニ一箇トス) 父母重病死亡等ニテ歸省ヲ出願スルモ其手順ハ ○戸主又ハ親族ノ者ヨ

リ事情ヲ詳記シ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ市町村長ノ奥書証印ヲ以テ本人所

屬ノ隊ニ差出スモノナリ
 右ノ事情ニテ歸省ヲ許サレタル井旅費及日給ハ ○全ク自辨ナリ若シ往復ノ旅費ヲ辨スル能ハサル井ハ歸省ヲ差止ム
 歸省中本人病氣ニテ期日ニ飯營シ難キ井ハ ○本人ノ願書ニ陸軍醫官若クハ地方病院醫師ノ診斷書ヲ添ヘ市町村長或ハ區長ノ與書証印ヲ請ケ其所屬隊ニ送呈スヘキモノトス若シ地方ニ陸軍醫官又ハ病院ナキ井ハ治療ヲ受クル醫師ノ診斷書ヲ添ユルモノトス
 歸省中ニ事故生シ期日ニ歸營シ能ハサル井モ ○又證明書ヲ得テ之ヲ歸營ノ時差出スモノトス

創傷手當法

問 創傷手當トハ如何ナルヲナルヤ
 答 兵卒戰場ニテ負傷セシ井醫官ノ來ルマテニ自カラ手當シ及ビ他人ノ創傷ヲ救護スルノ法テアリマス
 問 創傷ハ何ヲ以テ手當スルヤ
 答 兵卒出師ノ際繙帶包ヲ上衣ノ左裾裏ニ納メ置キ負傷セシ井之レヲ以テ手當ナシマス
 問 繙帶包トハ如何ナル者ナルヤ
 答 赤色ノ綿紗ニ一枚ヲ別々ニ疊ミ澁紙ニテ包ミ更ニ三角巾ヲ以テ之レヲ裏ミ止針ニテ封ヤアリマス
 問 赤色ノ綿紗ハ何ニ用ユルヤ
 答 創口ニ當テ其膿潰ヲ防グニ用ヒマス故ニ決シテ不潔ノ手指等ヲ觸レテハナリマセン
 問 繙帶包ノ用法如何

答

先ツ之レヲ開キテ赤布ヲ出シ其ノ疊ミ込ミタル面ニ手及ビ其他ノ物ノ觸レサル様ニ注意シテ創口ニ當テ三角巾ニテ其ノ上ヲ巻キ止針ニテ縫止メ或ハ其ノ端ヲ結び合セ置キマス

問

頸巾狀帶トハ如何

答

三角巾ノ尖頂ヨリ下縁ノ方ニ向ヒ隨意ノ幅ニ疊ミタルモノヲ云マス

問

頸巾狀帶如何ナル創ニ用ユルヤ

答

眼耳額頰頤手足等ノ小サキ創ヲ巻キ或ハ骨傷ニ竹木等ヲ副ヘテ之レヲ固定スルニ用ヒマス

問

頭ノ創ヲ巻クニハ如何スルヤ

答

三角巾ヲ開キタルマ、其中央ノ頂ニ置キ下縁ヲ額ニ當テ兩端ヲ頭ノ後ロニ廻シテ組ミ違へ再ビ額ニ戻テ結び合セ後ロニ垂タル三角ノ部ヲ折リ反シ頭頂ニ於テ止針ニテ止ムルノデアリマス

問

三角巾ノ中央ヲ胸ニ當テ尖頂ハ創ニ近キ方ノ肩ヲ越後ロニ引キ下縁

問

ニテ胸ノ圍ヲ纏ヒ兩尖尾ヲ左右ノ腋下ヨリ背ニ廻ワシテ結び更ニ其ノ端ト尖頂ノ端トヲ結び合セマス

問

背ノ創ノ巻方如何

答

胸ノ創ト全シデアリマス唯後ロヨリ掩テ前ニテ結ブノガ異ヒデアリマス

問

臂若シクハ脚ノ骨傷ニハ

答

副木ヲ當テ二タ處口結縛マス

問

手及ビ足ノ創ヲ巻ク法如何

答

三角巾ヲ二ツニ疊ムカ或ハ切りテ小サキ三角形トナシ其ノ下縁ヲ手頸ノ方ニ向ケ手ノ下ニ敷キ尖頂ヲ折リ反シテ手ヲ裏ミ次ニ兩端ヲ組ミ合セ手頸ヲ纏イテ結び合スノデアリマス又足ノ創ヲ巻クノワ手モ同様デアリマス

問

創口ヲ繃帶スルニ就テノ注意如何

答

勉テ外氣及ビ塵埃等總テ不潔物ノ創口ニ入ラザル様ニシマス